

第63回平成27年3月与謝野町議会定例会会議録(第14号)

招集年月日 平成27年3月27日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時55分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	10番	塩見 晋
2番	和田 裕之	11番	河邊 新太郎
3番	小牧 義昭	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文
9番	宮崎 有平		

2. 欠席議員(1名)

4番 渡邊 貫治

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5. 議事日程

- | | | | |
|-------|-------------------|-----------------------------------|-------------|
| 日程第 1 | 議案第 31号 | 平成27年度与謝野町一般会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 32号 | 平成27年度与謝野町簡易水道特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 33号 | 平成27年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 34号 | 平成27年度与謝野町下水道特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 35号 | 平成27年度与謝野町農業集落排水特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 36号 | 平成27年度与謝野町介護保険特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 37号 | 平成27年度与謝野町土地取得特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 38号 | 平成27年度与謝野町国民健康保険特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 39号 | 平成27年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第10 | 議案第 40号 | 平成27年度与謝野町財産区特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第11 | 議案第 41号 | 平成27年度与謝野町水道事業会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第12 | 議案第 46号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第13 | 発委第 2号 | 与謝野町議会委員会条例の一部改正について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第14 | 請願第 3号
(平成26年) | 手話言語条例制定を求める請願書 | (委員長報告～表決) |
| 日程第15 | 意見書案第1号 | 給付型奨学金制度を求める意見書(案) | (提案～表決) |
| 日程第16 | 意見書案第2号 | 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書(案) | (提案～表決) |
| 日程第17 | 閉会中の継続審査(調査)申出書 | | |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。本日、渡邊議員より欠席の届けが参っておりますので、お知らせしておきます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第31号 平成27年度与謝野町一般会計予算を議題とします。

本案については、既に会派代表による質疑に入っておりますので、質疑を続行します。

質疑はありませんか。

よさの21クラブ、家城議員。

13番(家城 功) それでは、会派代表の質問をさせていただきます。

大体、きのう、また、一般会計予算の審議の中で、ほとんど聞きたいことは、ほとんど聞いていただいた中で、会派代表ということで、質問をさせていただくわけですが、平成27年度の予算では、町長の熱い意気込みが非常に伝わってくる内容ではないかなというふうな中で、選挙時の公約を具体化された内容につきましては、一町民としても大きな期待を寄せているところではありますし、また、方針演説の中では与謝野町をもっと何とかしてくれないと困るというような町民の声に対して、今こそ新しい与謝野町を築くという思いの中で組まれた予算ではないかなということは理解できるわけですが、昨日来、ありましたように、やはり予算というものは新たな取り組みも一つの方向性でありますし、やはり同時に底上げをしていくことも大事ではないかなという思いがございます。そういった中で、町長は常々、町民の声をいかに聞いて、それをいかに反映していくか。それが自分の政治の第一の理念だというようなお話をされておられます。

今回の予算で町民の声を反映された部分というのは、どの辺になるのか、ご説明がいただければと思います。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) ただいま家城議員から当初予算において住民の声を重視した反映を、どのように行っているのかというご質問をいただきました。今回の当初予算におきましては、先ほどご紹介をさせていただきましたように、多くの新規事業であったり、あるいは現況を改善していく案も含まれております。そうしたことにつきましては、ほぼ全てが住民の皆様方からのご意見を何らかの形で反映をしているものであるというふうに認識をしております。

議長(今田博文) 家城議員。

13番(家城 功) 新しく町政を引き継がれて政治を進めていかれるわけですが、やはり全体の底上げというのは基本であるのではないかなと、きのうもスクラップ・アンド・ビルドだとか、身の丈だとかいうお話がありました。やはり新たな取り組みも当然、必要ではあると感じておりますが、例えば、商品券事業でも、その政策形成過程の中身を見てみますと、地域経済の活性化を図るためというような内容でございました。商品券を売るのではなく、例えば、消費をしていただくための手段として活用する中には、もっともっと知恵が絞れたんではないかなと、また、農

業分野においても、豆っこ米だけでなく、やはり米全体の価格の底上げを図る考え方とか、また、福祉においても、7～8年前に取りやめになりました在宅介護者への支援の考え方、また、グループホーム等の施設の整備、また、教育においては地域をもっと知り、地域を心から愛せる教育、また、学力の底上げなどなど、まだまだ、やらなくてはならない分野が多いのではないかというふうに感じておりますが、そういった中で知恵は、また、アイデアは無限にあると思います。やはり町民の声を多く聞かれる中で町政を進めていただきたいと思います、そういった、私は思いがあるわけですが、町長、いかがお考えでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 家城議員がおっしゃるとおりだと思います。今回、新たに新規事業として計上いたしました予算、そして、昨年来、あるいは、これまでから継続している事業につきましても、ちょっとした角度を変えることによって事業の進め方、あるいは効果というのは劇的に変わってくることもあろうかと思えます。そうしたことを考えますと、全ての事業につきまして、来年度においては新しい観点から、あるいは、少し創意工夫を込めた予算執行をしていくことによりまして、違った意味での効果も新しく生まれてくる可能性は十分に含んでいるというように認識しております。

そうしたことも踏まえまして、予算執行の段階におきましては、全ての事業において新しい角度、あるいは新しい姿勢、より積極的なかわり方などを持って効果を生み出すようにできるのではないかと考えております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 常に、この予算編成に関しましては、大体11月ぐらいから審議に入られ、最終的に、この議会で提案されるわけですが、やはり常の業務から、今、何が足りないのかなという意識の中で職員の皆さんが一丸となってアイデアを出し合い、また、町民の声を聞いた中で、やはり来年度予算につなげていただければなという思いがございます。

何かありますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど家城議員のほうから職員という言葉がございましたけれども、来年度、始まります段階において、いま一度、自分たちは何のために、この役場の業務に携わっているのかということを考える必要があるだろうというように思います。先日来の議論の中でも申し上げましたように、私たち行政に携わる人間といたしましては、どこまでいっても住民の福祉の向上、あるいは住民の皆様方の幸せに何らかのかわりを持つということを根本的な理念とするべきであると思っておりますし、そうした姿勢を新しい年度がわりには改めて捉え直す必要があるだろうというように思います。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 一番最初にも申しましたが、町長に寄せられる期待というのは、新たな与謝野町がスタートするという思いの中で、町民の皆さん、非常に期待の中で注目をされておられます。やはりもっともっと声を聞いていただいて、やはり底辺からの底上げを図っていただく、そういったまちづくりが進めていただければなと思っております。

次に、この12月ぐらいには新しい体制で機構改革がスタートするわけですが、そういった中

で、私は議員になりまして、もう9年になりますが、常々申し上げておるのは、やはり基本は挨拶だと、やはり庁舎に一步、足を入れたときに職員の方が振り向いて笑顔で「こんにちは」と言える体制づくりが必要ではないかということは、常々、この議会でも発言させていただいております。いまだに町民の方からは、行きにくいところだとか、愛想が悪いとか、ひどい言い方をされたとかというような声を聞きます。実際、私が庁舎に入りますと全然そんなことは感じません。そういったことを言われる方に、いや全然そんなことないですよという話をします。しかしながら、その人たちから返ってくるのは、「あんたは議員さんで対応がええん違うか」というような言葉でございます。

そういった中で機構改革2.5庁舎に今度かわります。そういった中で、やはり町民の方が庁舎を、より有効的に活用していただくにも、やはりそういった体制づくりをきちんとしていけることが大事ではないかなと、以前の議会でも町長に1回、検証してくださいというお願いをしておりましたが、その辺、いかがな状態だったか、また、その後、どういったお話を職員の方にされましたか。その辺、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 昨年の6月か9月の定例会において家城議員から挨拶と笑顔の重要性につきましては、ご指摘をいただいたというふうに記憶をしております。それ以来、どのような取り組みを庁舎の中で行っているのかということにつきましては、日々の業務の中で、私から、あるいは担当課長のほうから職員に対しましては笑顔、そして、挨拶の重要については申し上げてきているという状況でございます。

確かにおっしゃるように、職員の一部においては、その仕事量の多さ、あるいは対応のタイミングなどの観点から住民の皆様方に対し、100%の笑顔、あるいは100%の挨拶をし切れていないこともあろうかというように思います。この点につきましては、常に意識をしながら、毎日が新しい一日であるという認識の中で取り組みを進めていく必要があるかというように思います。そうした中で組織全体として、この笑顔、あるいは声をかけ合うということについては、当然、住民の皆様方に対しての訴えかけという側面もあろうかと思っておりますけれども、内部の組織の組織力の向上という観点からも必要な取り組みになるだろうというように思います。

一つの事業においても、しかめっ面でやるのか、あるいは笑顔でやっていくのかということについても、私は、そのプロセス、そして、結果においても随分と違いが出てくるのではないかと思います。そうした意味合いにおいては、非常に厳しい時代に入るとことはたしかだと思っておりますけれども、そうした時代に入るとことはたしかだと思っておりますけれども、そうした時代だからこそ、笑顔が必要があったり、あるいは声をかけていく必要性が増すのであるのではないかなというように思いますので、私のほうからも改めてといたしますが、より積極的に、そうしたことを職員に対し、あるいは住民の皆様方に対し訴えていきたいなというように感じております。

議 長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） 笑顔で気持ちよく挨拶をしていただいたら気分が悪くなることはないと思います。総務文教厚生常任委員会の中で、岩滝地域振興課長が、うちの課の第一目標は笑顔で挨拶をすることですと、やはり地域振興課だけでなく、各課が、やっぱり第一目標は、まず、笑顔で挨拶を

すると、そういった中で日ごろの業務をこなしていただく、また、そのスクラップ・アンド・ビルドの中で業務の改善を図っていけば仕事量も多少なり減ってくるのではないかなという思いがございませう。やはり気持ちよく町民の方が庁舎に足を運べるような体制づくりを第一に心がけていただきたいということをお願いしておきます。

三つ目に、きのう、江原議員のほうから会派代表の質問の中でございました。やはり町の流れが町民に見えるような行政運営をしていってほしいというようなお話がございました。私も全く同じ思いでございませう。そういったことをやっぱりきちっとしていこうと思えば、常々申し上げております各課の連携、情報の交換、情報の提供、もちろん大切な分野ではございませうが、幸い、うちにはKYT、テレビがございませう。一部の課では制度の改正等々のときに自主製作で行政の内容を報告する番組をつくられたりしております。できましたら今度はテレビ課ができると、CATVセンターが課としてできます。そういった中で、各課の現在の状況なり、また、例えば、ごみ処理施設の進行状況だとか、京都縦貫道の進捗状況だとか、また、自分の書いた字が読めませんが、健康診断の告知だとか、月に1回ぐらいは各課の情報提供番組を生で伝える番組をつくれるようなことも企画されるべきではないかなというふうに感じておりますが、その辺、いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この当初予算の編成段階におきまして、加悦地域振興課の提案の中に、来年度、取り組みたい番組の一覧を提出させております。その中には15ぐらいの提案があったというように記憶をしております。その中に各課の取り組みを紹介をする内容、あるいは地方創生の交付金を充てる事業のプロセスを追う番組等々があったというように記憶をしております。特に、この二つにつきましては、私も、その必要性があるというように認識をしておりますので、どこまでできるのかという問題はあろうかなというように思いますけれども、内部での協議は積極的に進めていきたいというように思いますし、議員がおっしゃいますように、有線テレビというものは、私たちの町の状況、あるいは町の方向性を確認をしていただくため最適なツールであるというように思っております。このツールをきっちりと活用していく中で、町の一体感、あるいは町の躍動感をお伝えできるのではないかなというように思いますし、そうしていかなければならないというように、私自身も認識をしております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 町長の選挙のときの話の中にも、町の一体感の醸成という言葉がございました。やはり町民の方、今、行政が何を、どんなことをやっているのか。今どんな状況なのか、例えば、加悦中学校の建設、議会では、いろんな審議の中で読み取れる部分もあるかもわかりませう。教育長なり教育次長、また、課長がテレビに出られて、今、加悦中学校は、こんな状況です。こういった協力をお願いしますとか、一言でもやはり言うていただく、そういった番組をふやしていただいて、字幕も文字放送、音声放送も新たに、また、ちょっと聞き取りやすい音声にかわるらしいですが、やはり生の声を、また、町民の方が庁舎に出向かれるにも、どこの課に誰がおられるかというのも、なかなかわかりませう。

そういった中でテレビで、このことは、この人に聞いたらええんだなというような中で、もっとも職員の方をテレビに出していただいて、この件については、私に言うてくださいよという

ような番組がふえてくれば、もっともっと町民の方からの声も吸い上げやすいのではないかなというふうに感じておりますし、やはり、このテレビセンターが一つの課として独立するという機会に、やはりより充実を図っていただくテレビ番組を、また、行政の報告をきちんとしていただきたいなというふうにお願いをいたしまして、代表質問を終わらせていただきます。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

日本共産党与謝野町議員団、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、会派代表としての質問をさせていただきます。日本共産党の議員団です。

まず、初めに町職員の待遇といいますが、賃金といいますが、その問題と町政運営に絡んでお伺いしたいと思っています。この20年、全国的にも働く方々の雇用情勢が非常に厳しくなっていますね、かつ労働法制の改悪が繰り返され、ご存じのようにワーキングプアが大きくふえ広がりました。京都府の場合で見ても、実質賃金の低下が15年間にも続き、地域でものを買う力、購買力が大きく減少し、地元業者も売り上げが激減し、地域経済が本当に落ち込んでしまいました。地域経済が悪循環に、まさに陥っているといっても過言ではありません。先日の条例改正の中でも議員から、町の職員給与というのは、地域のプライスリーダーだというご指摘がされました。町長は、この認識はお持ちなんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員がおっしゃったことにつきましては、私、深く考察したことがございませんので、お答えができません。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、お尋ねしたのは、前座の話でなくて、地域のプライスリーダーの役割があると、給与についてはということをお尋ねしているんです。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そのプライスリーダーという定義につきまして、私、憶測でお話をさせていただきますけれども、町の職員の給与が町の給与水準の基準となる、そうしたような認識でお答えをさせていただきますけれども、当然のことながら、住民の皆様方の所得の状況、そして、職員の給与の状況というのは、バランスをさせなければならないというように考えております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、これに絡んで言いますとね、以前にも、大分前のことですが、生活保護というのがありますよね、これがどんどん、この間、政府の法改悪で、どんどん後退したと、これが、先ほど言ったように、以前、申し上げましたが、ある自治体の調べでは40前後の項目にわたって関連することが起きると、基準が変わるために、これは生活保護というのは、全体の、最低限度の生活を保障する制度なんですけれども、それが一つのベースになって最低賃金だとか保育料とか、福祉関係の料金まで規定するというようになっていっているんですね。その意味では、町の町職員の給与というのは地域の経済にとって非常に大きな役割を持つと、町長がおっしゃったように、一つの、どういう意味合いを持つのかという意味では、非常に大事なものなんだという認識です。

ところで、二つ目の問題ですが、質問ですが、全国でも、この間、地方公務員も給与が削減されて、その上、この町ではラスパイレス指数が、これも質疑の中で出されておりましたが、府下

で最下位クラスになってるという、この町の職員は、この3年間連続して3%カットがされるということで、今、推移しています。そもそも私の認識では、全国でも与謝野町は非常に低い給与だったわけですが、イメージといったらちょっとおかしな言い方になるかもわかりませんが、合併以来、一部の、待遇については一部の改善された点もありますけれども、町職員は、ずっと下げてばかりという印象が強いんですよ。この辺は、総務課長、どう考えたらよろしいか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。現状におけるラスパイレス指数が非常に府内でも最も低いレベルにあるということからしますと、非常に府内の市町村職員の比較でいいますと、低い水準にあるということが言えようかというふうに思っております。

この間、合併後、職員も減らし、そして、給料も3%カットを連続して行っているということでございますので、非常に職員にとっては厳しい給与水準で推移をしてきているという認識をいたしております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、課長からの答弁でもありましたが、仕事も含め、これだけ厳しい状況に置かれている町職員の場合、町職員にとって、私は潜在的な意欲や気概というのは、誰しも持っているわけで、これが大局に見たときに、今の状況からすると大きく低下しているのではないかと、ここが非常に心配なんです。この点は、課長としては、どういう判断をされておるんですか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えします。職員は非常に、先ほど申し上げました非常に厳しい環境の中にあっても、頑張って職務に精励をしているというふうに思っております。決して、そのことによって意欲が低下してきているとか、モチベーションが下がっているとか、そういうようなことはなく、自分の持てる力を十分に発揮をして業務に精励しているというふうに認識をしております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 課長の立場からすると、今の現状をね、否定的に見ることは、そういう答弁は難しいと思うんですけど、私も、この間、ご承知のように、ずっと前にも言いましたが、合併以来、多発してきた、この車の事故ですね、それに加えて不祥事まで起きてきたわけです。今、述べた職員の待遇との関係で、私は、それなりに意味合いを持ってくるのではないかと、そのことがというふうに思っています。

副町長にお伺いします。この点は、どのようにお考えですか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをいたします。総務課長が答弁をさせていただきましたように、職員には非常に、この間の給料が伸び悩んでいる中では、迷惑というか、ご無理を申し上げておるんですけども、決して、職員が仕事に対するモチベーションが下がっているというふうには、我々は思っておりません。

したがって、今、議員がおっしゃいましたように、そのことが交通事故がたくさん出るとか不祥事につながっているというふうには、私は考えておりません。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 直接的なかかわりは基本的にはないと思います。そんな状況がね、生まれていたら、とんでもないことになりますからね。ですから、そんな現象を素人判断でできるわけないです。だから、私は以前にも指摘したんですが、本格的な全面的、客観的な検証をする必要があるんじゃないかと、100件を超す、100件に迫るといふか、前後の交通事故ばかりでなくて、交通の小さい事故も含めてでしようが、あるという自体はね、それはもうお認めになるように、市町村でいうたら非常に高いレベルにありますよ。だけど合併という、自治体が抱えた市町村では、そういうところもあるというやに聞いています。私はここが検証が要るんじゃないかということをお訴えたことがあるんですが、やられたんですか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えします。この議会でもご議論をいただき、また、報告もさせていただいているかというふうに思っておりますけども、合併以来、現時点では100件を超える、少し超えた数字で、職員の公務における交通事故が発生をしてきているということでございます。

このことにつきましては、一つ一つの交通事故の事例を内部で検証をしながら、ただいま9月、昨年9月1日に職員の公務における交通事故撲滅宣言を発しまして、全職員を上げて交通事故をなくす取り組みを進めているところでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が伺ったのは検証する際は身内で検証しても、私、無理だと思うんですね。本格的に第三者機関で、やっぱり今の労働環境の実態についてですね、やっぱりやると、今、労働者がいろんな意味で企業がカウンセラーまで設けてますよね。多くは見えないんですよ、その分野は、だからカウンセラー、大きな企業所なんかの場合はカウンセラーを置いたりしているんですね。それほどナイブというか、デリケートなことなんです。職員が見ていて相互に話し合って解決する、それも大事なんですけど、本格的に100件を超すという話がありましたが、そんな事態になっているのであれば、そういうやっぱり本格的な対策をとらないとだめなんではないかなというふうに思います。それも検討してください。

次の質問です。本来、職員給与についてですが、全国的にも、この間、市町村の財政が厳しい状況に置かれて、予算編成も大変だということで、そういうことを理由に削減が、職員の給与削減がされてきたと。私、ここで思うんですが、財政、お金がないから仕方がないというので、職員にお願いするという、先にね、結論から言いますが、まず、最優先に全職員の英知を集めて不要不急の事業はないのか、こういうことを総点検した上で予算を編成していくという順序にならないと、まだ、予算編成する前からカットしてくださいと頼むと、こういうことは、私は筋がおかしいんじゃないかと思いますが、考え方の問題として、この認識は、どういうふうに対応されたのか、含めてご答弁願えたらと思っています。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをいたします。議員さん、おっしゃいますように、この間、3年間、3年連続で職員の皆さんには3%カットのお願いを、その年々に話し合いをしながら、お願いをしてきているという事実がございます。今おっしゃいましたように、非常に財政状況が厳しい中で、そういった措置ではあるんですが、これは議員さんがおっしゃいましたように、職員が一丸となって、きのうも申し上げましたけども、厳しい財政状況にあるということ、まず、職員全員が

認識をしてもらおうと、これが大事だと思います。その中で、そしたら何がスクラップできるのかというのを、やっぱり職員一人一人、いわば課の中で議論をしていただく。やっぱり専門集団ですから、課は、事業については非常に詳しいんですから、我々どちらかというと、事業一つ一つには詳しくないわけですから、やはりそれぞれの専門の課が知恵を出し合って、それで予算を編成していく。だから、おっしゃいますように、平成27年度の当初予算の編成では、私の思いとしては、これまでより非常に厳しくスクラップも唱えてきましたし、それに対応して各課はこういうことができるのかということ、いうたら相方向でやりとりをした経過がございますので、それは伊藤議員がおっしゃっているように、まずは、その職員一人一人の英知を結集していただくというのが、まず、大前提になるということは、我々も同じ考え方というふうに思っています。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 一部の職員に聞きますと、そういうことが見えないと、金がないないということは、よく知っていると、言われているので、何回も。だけど、どういう構造になっているのか、全然わからないという職員もいます。これは少なくありません。だから、そういう角度から見たときに全職員とは何か、また、今は、既に組織団体になっている労働組合、職員組合ですね、職員組合の組織もあるわけですから、そういう中で、この課題になっている問題に、率直に公開しながらやるべきではないかというふうに思っています。だから、そういう関係が、私は必要なのではないかと考えています。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） 私は職員が、その状況が見えないというのは、ちょっとおかしいのではないかなと、やはり同じ組織の中で、町の状況、財政状況がどうなのかというのは、やはり職員さん一人一人が、やはり日ごろから関心を持っていただくということは必要だというふうに、私は感じます。ただ、事細かなところまでは、それは当然わからないでしょうから、こちらから情報発信をするということも、これは、これまで以上に必要な取り組みにはなるというふうに思います。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次のテーマもあるので、あれですが、端的に言います。私はね、不徹底さがあるのは事実だと、今、高い目線から、私は今の答弁はあると思いますよ。職員目線で、やっぱりそういうところに接近する努力は要ると思いますが、そこで最後の質問になりますが、私は職員や職員組合をですね、どう考えるか、どう捉えるかという点です。町長は、どういうイメージですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、3%カット云々という話がありました。伊藤議員とは、この議場におきまして、経済的な豊かさと幸福はイコールするのか、あるいはイコールしないのかという議論をしたことがございます。私が思いますのは、確かに経済的な3%カットという状況の中で、職員に無理を言っている側面はあるかと思いますが、そうした金銭的なことを超えた喜び、あるいは成長の実感というものを職員は職務の過程の中で得ているものではないかなというふうに思っております。

そうした考え方に立ったときに、必ずしも伊藤議員がおっしゃるように3%カットが続いているから職員のモチベーションが下がるということではないのではないかなというように、先

ほどの議論を聞いていて思いましたので、補足をさせていただきたいというふうに思います。その上で職員組合を、どのように認識をしているのかということについてのご質問ですが、私、この11月ごろから職員組合と初めての協議を重ねてきたわけですが、その団体の設立の趣旨、あるいは、向かう方向性については、当然のことながら正当性がある主張もあるというように考えております。そうした中で、私たち管理者、あるいは理事者の中で、その妥協点を見つけていく、そのプロセスに非常に大きな意味があるのではないかなというように思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 簡単に言います。私は、職員や組合を、私は町としてね、今の時代というか、そういう時代に僕は入っていると思うんですけども、本来ね、今の組合は、本来というか、ここの町の組合は、いろいろな話を僕もしました。だから、ずっと見てまして、住民要求も実現する。我々の要求実現もしたいと、これが二つの側面を持っていますよ。僕は非常に大事だと思うんですけど、これは、町長、本当に喜ばなあかんと思うんですよ。そういう立場の組合なんだという認識ですよ。ですから、その立場に立つと、私はまちづくりの調整役、コーディネーターというか、そういう役割を持つ職員なんですから、そういうことが運営にとって、やっぱり重要なパートナーとして位置づけるべきだというふうに思っているんです。そういう意味ではね、もっと町長の今、答弁したように、踏み込んだ形で、そういう友好な関係をつくるのが大事なんではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 私の認識では、組合員である前に、この町の職員でございます。そうした意味合いにおきましては、町職員と、どのように接していくのかということと、職員組合の対応につきましましては、当然のことながら、イコールというふうに考えておりますし、その重要性については、私も認識しておりますし、決して今の段階において、職員組合と関係が悪いという認識は持っておりません。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この問題は、また、次の機会に質問したいと思っております。

次に総合計画の協働のまちづくりの問題について、再び質問をさせていただきます。初めに論議を間違えるとよくないので、1点目は目的、位置づけですね、この事業の。これはどういうものなのかを伺っておきたいというふうに思います。

総合計画の協働のまちづくりですよ。協働のまちづくり、この部分について、どういう位置づけをされているか、お伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 与謝野町を形づくっていく上の根本的な姿勢、非常に大切な理念であるというふうに認識しております。

議長（今田博文） 伊藤議員、発言をしてください。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長も答弁して。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうが協働のまちづくりということでございます。行政サイド、我々と、それから町民の皆様とで、この町をつくっていくということだと、私は認識しております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 両方とも、答弁は間違っていないと思うんですが、私は、こういうふうに思っています。今、太田さんが8年間されて、町長を。新たに町長が、若い、可能性のある町長が町長についてということなんですが、私、今までの論議のことを踏まえて考えると、自主的な自立した住民の自治というところに、僕は来ていると思うんですね。太田さんは最後のころに、住民の自治が少しでも、それについての貢献ができたんじゃないかということコメントされているんですね。私は協働のまちづくりが、旧町と言うたらおかしい、地域で、いろんな事業体も含めてやられるということは、ご承知のとおりですよ。これがやっぱり根づかせて発展させようとしたときに、どういう角度でものを捉えるかということなんです。私は、こういうふうに思っています。時間ありませんから、また、異論があったら教えてください。

二つ目は、新しい新年度に、この新年度に何を具体化しようとしているのか、伺っておきたいと思えます。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 協働のまちづくりの観点から、来年度は、どのような取り組み、あるいは具体的な事案を持っているのかというご質問であったというように思います。昨今、熟議という観点の中から多くの直接性民主主義であったり、あるいは協働のまちづくりを訴える、あるいは実践をしている地方自治体というのは、私、多くなってきているのではないかと考えております。

私たち、行政運営をしていく中では、住民の皆様方との議論、あるいは住民の皆様方同士の議論をいかにまちづくりに反映していくかということについては、非常に重要な観点であるというように思っております。その上で、平成27年度は、どのような発展した取り組みを行っていくのかということであろうというように思いますけれども、例えば、商工観光の分野におきましては、課長のほうからも何度もワークショップという言葉を出していると思います。議論をしていくだけではなく、あるいはもっと実践的、幅広い議論の形態を模索していく中でワークショップという考え方が出てきているのではないかと考えていますし、このワークショップがきちりとした機能を担保していくためには住民の皆様方の、これまでの協働のまちづくりが非常に寄与しているのではないかと考えているところでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の質問にはあれですね、こういうことも以前から続けているというお話はきいたけども、本年度に何をするかというのは明らかでないということですね。関連で、教育委員会の次長に聞いたらいいのかな、公民館活動については、どういう目標を持っておられるんですか。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 私のほうから、指名ですので、お答えさせていただきます。

公民館活動というのは、やはり前からも言っておりますように、特に以前から地域のコミュニティの、いわゆる地域づくりの拠点であるというふうに思っております。そうした中で合併以来、

20館に及ぶ各地域での公民館活動が活発に行われている中で、いろんな地域コミュニティが送
出されまして、また、生きがい、生涯学習活動ですとか、また、青少年の健全育成、そうした
いろんな多方面で公民館活動が展開されていると、これからにつきまして、特に学校再編と
かが具体的に持ち上がっている中で、より一層に、その公民館活動というのは、地域の
皆さんの心のよりどころになっていくというふうに思っておりますので、なお一層、この
活動が活発化していけるようなことを推進というんですか、考えていきたいというふう
に思っております。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 恐らく伊藤議員におかれましては地域協議会であったり、あるいは自治
区の活動について議論をされたいのかなというふうに思いますので、私のほうから先
に来年度の取り組みにつきまして、若干申し上げたいというふうに思います。

昨年来、そして、この議会におきましても、地方創生の取り組みにつきまして、非常
に活発な議論、あるいは模索が続いているというふうに考えております。当然のこと
ながら、この地方創生の取り組みにつきましては住民全体で取り組んでいく必要があ
らうというふうに思っております。現段階においては、この議会、あるいは専門的
な、例えば、商工会であったり、産業振興会議の場において、また、地方創生の
本部、有識者の間で地方創生の取り組みについて議論を始めたといい段階でござ
いますけれども、来年度に入りました段階で、この地方創生の考え方、そして、
この地方創生の枠組みの中で、各自治区が行うことができる事業であったり、あ
るいはプロジェクトを吸い上げるといふことも必要であるというふうに思ってお
ります。

そうした中で、地方創生の取り組みが、どのような取り組みであるのかということ
について、丁寧に自治区に対して説明をさせていただく機会を設けることができな
いかというふうに内部では検討をしておりますし、そのほかにも協働のまちづく
りの観点の中では多くの、例えば委員会が組織をされております。そうした委員
会でできちんと議論をしていくことが、恐らくこの町の発展の礎になるという
認識でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今話を聞いてみても、非常にファジーな私自身、捉え方しか
できません。いふなら前期の総合計画の中で地域協議会までつくって、あ
あいう組織づくりまでやろうという目標を立てて、実際は何もできな
かったと、そのことについて、しかし、今度は、それをなくしてしま
ったのに、協働のまちづくりが、それにかわるものだということもお
っしゃられた。それは、どういう取り組みにするのかといて、今、聞
くと、ことしは取りたてて何かあるようなものはないということ
でしょう。だから、それはね、今、町長の答弁は確かに協働的な
取り組みですよ、全課でやっているといえば、一般的ですよ。そ
したら、一番その総合計画をするところとしては、そういう具
体的施策としては、ことしは、こういう地域でもやっていますと、
こういう職種の中でも取り組んでいると、こういう答弁がな
かったら、おかしいわけで、だから、今、町長は、賢い
ですから、私の質問の趣旨を読んで、わざわざ出てきて答
えられましたけども、しかし、私が言っていることはわか
るでしょう。明らかに、この計画そのものが、具体的
手法になっていないということを言っているんです。終わ
ります。

議 長（今田博文） 会派代表の質疑につきましては、全ての会派から発言がありました。

したがいまして、これにて質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時25分)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を再開します。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) しばらくの間、休憩をしていただきたいというふうに思っています。

理由は、今、先ほど、私自身が質問した件なんですけども、教育の問題と、職員の問題と、それから協働のまちづくりの問題で、若干討論の原稿をいらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長(今田博文) 賛成者がありますか。

(賛成者起立)

議 長(今田博文) 賛成者がありますので、成立します。

それでは、10時40分まで休憩します。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時40分)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を再開します。

会議を再開いたしましたけれども、ここで再び10時50分まで休憩します。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時50分)

議 長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を再開します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許可します。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許可します。

宮崎議員。

9 番(宮崎有平) それでは、与謝野新政クラブを代表いたしまして、議案第31号 平成27年度与謝野町一般会計予算(案)に賛成の立場で討論いたします。

現在の経済動向を見ますと、平成26年4月の消費税引き上げの反動による需要減は続いているものの、景気は雇用や賃金改善等を背景に、緩やかな回復基調にあるとされています。先日の報道でも2015年春季生活闘争、いわゆる春闘において、主要企業の賃金ベースアップが報じられており、大企業など、一部では、この恩恵が目に見える形となってきております。しかし、その一方で、労働者の大多数が勤めている中小企業、零細企業におきましては、その慎重な姿勢が変わっておらず、所得増とか消費向上につながることはなっておりません。我々一般の町民には、まだまだ景気回復の実感がないことが現状であると言えます。そういった中で、与謝野町の平成27年度の一般会計予算額は123億円という、かつてない大型の当初予算であり、平成

26年度の6月補正後と比較いたしましても、4.3%の増となっております。国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に伴う平成26年度3月補正予算と一体の13カ月予算として切れ目のない経済対策を進展するものであり、厳しい財政状況下であるものの、町民生活を守り、将来に向けて安定したまちづくりをしっかりとしていくという強い姿勢のあらわれであると理解し、評価するものであります。

平成27年度の主要政策として、次の六つの政策が上げられております。

一つ目に、新しい視点の産業振興策であります。この政策はブランド戦略事業に2,404万9,000円、クラフトビール醸造事業に2,390万4,000円、ICT農業実践事業に438万円、織物振興対策事業に939万9,000円、与謝野町産業振興施策に487万4,000円、消費刺激生活支援事業に5,300万円、そして、与謝野町企業誘致条例の一部改正をするものであります。ものづくり産業の強化、プロモーションの強化、ブランド戦略事業の拠点となる阿蘇ベイエリアの再構築をすることにより、魅力のあるまちづくりを進めるといたしております。

二つ目に、観光振興、交流人口の促進であります。この政策には定住支援事業に153万4,000円、海の京都美心与謝野事業に1,736万4,000円、観光地域づくり組織支援事業に1,121万6,000円、滝のツバキエリア活性化事業に859万1,000円、道の駅リニューアル事業に689万2,000円等があります。観光協会の組織強化と地域起こし協力隊員の外部の力を募集して一体的な地域づくりの取り組みにより観光資源の掘り起こしをするものであります。

三つ目は、地域密着型の福祉政策であります。この政策には地域福祉計画策定事業に252万円、介護職員初任者研修事業に100万円、地域医療確保奨学金貸付事業に760万9,000円、介護予防地域交流活性化事業に108万円、認知症対応型共同生活介護の家賃等助成金制度に711万8,000円等があります。地域福祉計画策定事業では、地域の課題や福祉ニーズに応え、住民参加の地域福祉体制の構築を目指し、また、介護職の人材不足が深刻化しているため、介護職員初任者研修の受講費用を助成するものであります。

四つ目は、新たな視点での子ども・子育て支援であります。この政策は子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料、幼稚園使用料の見直しを実施するものであります。また、子供たちを取り巻く社会環境や家庭環境、教育環境が厳しくなっていることから、学校の放課後を利用した学習への支援やサポートを実施する放課後学習支援事業に39万2,000円を計上しております。そして、機構改革事業の子育て応援課を新設し、子育て支援の連携を強化し、施策の推進を図るものであります。

五つ目は、未来を見据え教育施策であります。この施策には、認定こども園施設整備事業4,943万1,000円、リベラルアーツ推進事業120万円、アベリスツイス交流事業176万円であります。リベラルアーツ推進事業により、あすの与謝野町を担う人材の育成に取り組んでおります。

六つ目は、徹底した情報の透明化、誰でも参画できる町政の実現といたしまして、合併10周年記念事業に562万4,000円、広聴事業、また、機構改革事業のCATVセンターの設置、そして、ふるさと納税事業に38万2,000円であります。この中の合併10周年記念事業は

新町10年間の歩みを振り返り、町民のさらなる一体感の醸成と、これからの与謝野町が20周年、30周年、50周年と中長期的な視野に立った中で住み続けたい町として反映することを願う計上されるものであります。

このように平成27年度の予算には、継続事業と山添町長の思いのこもった新規事業が盛りだくさん込められておりまして、議会としても責任を持ってしっかりと前を見据え進んでいかなければならないと、身の引き締まる思いであります。しかし、クラフトビール醸造事業には議案は通りましたが、次の内容の附帯決議がつけられました。

一つ、農業の振興策の一つとしてのホップ栽培事業は、その効果があるように努めること。

二つ、ビール醸造は議会で指摘された奨励的な事業採算、財政見直しなどの十分な検討を一層深めるとともに、今後のホップ栽培の実績も踏まえて検討を行い、慎重な判断をすること。

三つ、ビール醸造については、あくまで民間の力で施設などの整備を行い経営することという3点の附帯決議をつけることとなりました。

いずれにしても、財政状況の厳しい中、行政と議会とが一体となり、町の発展と町民の幸せを切に思い、慎重に物事を進めつつも、ここというときには大胆に一步を踏み出すことができる勇氣を持たなければならないと思うところであります。

最後に、新しい時代に向けて山添町長には強いリーダーシップを発揮され、町民の心に希望の明かりをとますべく邁進されることを切に望み、平成27年度与謝野町一般会計予算(案)の賛成討論とさせていただきます。

議長(今田博文) 次に、本案に対する反対意見の発言を許可します。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、私は日本共産党与謝野町議員団を代表して、2015年度与謝野町一般会計予算に対する反対討論を行います。

今、安倍政権は国民生活が立ち行かない状況のもとで、消費税10%への増税を強行しようとしていたり、原発問題では被災地の除染作業など、復興がまだまだできておらず、汚染水の垂れ流しなど、多くの問題がある中で、原発の再稼働や原発の海外輸出にまで踏み込む強引さ、アメリカ言いなりで進める戦争する国づくりでは集団的自衛権の行使容認の閣議決定を強行したり、隣の京丹後市ではアメリカの米軍基地Xバンドレーダーを間に隠れて搬入させる。そしてまた、ご存じのように、戦争立法なるものを導入させようと、こういうたくらみまで進んでいます。そして、消費税は社会保障のためだと言いながら、医療や介護、年金、生活保護まで後退させる。TPPでは、農業生産物への大打撃になる。戦後以来、日本が培ってきた民主的制度や国民や住民のための自治体の諸施策の破壊まで行うなど、これらは国民の過半数の多くの反対、世論を押し切って暴走政治に進んでいるわけでありまして。特に今、述べた点については、質疑の中でも明らかにしましたが、我が町をはじめ丹後地域が、この集中的な砲火といいますが、それに襲いかかってくる、こういう課題となっていることであります。

ですから、今回の政府予算は社会保障切り捨て、大企業優遇、大軍拡推進の三悪予算とも言えるものです。このもとで今回の町の新年度予算は山添町長が誕生して初めての予算です。新しく若くてはつらつとした青年町長に対し、大きな注目と期待が住民にはあります。新町長も元気で爽やかに、どんどん答弁もされています。今回の予算は基本的に太田町政のもとでつくられた大

きな枠組みの中でつくられており、基本的には大きな変化はないようですが、新町長の公約、マニフェストから見てどうなのか。ほかの町から見て、どうなのか町民の方々の視線であると考えています。新町長のもとで新しい事業がたくさん出ています。過去最大の123億円という規模であります。これにはもちろん国の地方創生予算、これも交付金として入っています。そのマニフェストの角度から見てみますと、阿蘇ベイエリア構想の具体化では、その準備事業が始められています。また、教育を重視したという、この思いも伝わってきます。同時に保育料の引き下げを公約として掲げていたわけですが、新年度予算には保護者の皆さんが経済的に大変困難な中で、納得できるような引き下げ内容には至っておりません。これは保護者の皆さんにとって、本当に残念なことだと思っています。ぜひ、近いうちに公約実現をしていただきたいと思います。

また、住民からの願いの消費税増税の大きな問題ですが、町長に聞きましたが、明確な反対だという答弁はもらえませんでした。こうした住民の命や暮らしにかかわる問題などで明確な答弁をしないこともたびたびあったことは非常に残念です。今回の新事業についても、先ほど触れられておりましたが、大きな不安を感じる点も事業の中にあります。

現在の与謝野町の課題は、現在、決して少なくありません。そのうちの3点ほど指摘しておきたいと思います。一つは、地方自治法の原点からも、これから見ますと府下で最下位クラスになっている低所得者層に対する対策の問題です。現時点、この対策もほとんど持っていないと、こういう実態が明らかになりました。この点は、私どもは重大だと思っています。

二つ目は、協働のまちづくりの課題でも、ほとんど具体性がなく、取り組みがほとんどなく、各課で一般的な取り組みがされている。こういう状況だと思っています。もっと本気で強力に全分野的に取り組んでいく必要があると思っています。このことは、これから将来のまちづくりの大きな土台をなすものと考えています。

三つ目は、さきに述べた、ひどい国の政治、暴走する政治や、これに追随している京都府政に対し、町民にとって不利益になることにはきっぱりと反対し、堂々と町民を守る先頭に立って頑張りたいことを願っています。

以上で、日本共産党議員団の反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（今田博文） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許可します。

安達議員。

5 番（安達種雄） 平成27年度与謝野町一般会計予算（案）につきまして、賛成の立場により討論をいたします。

前年度比4.3%増で一般会計総額におきまして123億円となり、まさにワン・ツー・スリーと、町の新しく大きな飛躍にふさわしい数値となりました。この予算につきましては、今年3月議会に提出されました補正予算と連動し、まさに年度の渡りに切れ目のない予算組みと評価をしております。まず、与謝野ブランド戦略において、農業部門では低迷しております水稲栽培の一助としてホップの栽培、さらに、その延長上にクラフトビールへの挑戦など、意欲的な農業施策が伺えます。

二つ目に、基幹産業の一つであります織物部門では、平成27年度に福知山に進出の京都工芸繊維大学との連携により、新しいシルクを生かした新商品の開発へ、また、ものづくりワークシ

ヨップへの取り組み、企業誘致におきましては、奨励事業所への指定要件の緩和や手続の簡素化、また、担当者が企業へ出向き、積極的な働きなどが上げられております。観光事業では、観光のマネジメントの支援事業、そして、現在あります道の駅には地域を巻き込んだリニューアルによる新しい取り組み、これらの観光事業は総じて、きょうまでの待ちの観光から攻めの観光への脱皮を図ることなど、大きな前進と思います。

教育問題におきましては、加悦中学校の改築をはじめとし、子育て支援においては、小学生児童全員を対象とした学童保育の充実と幼稚園、保育所の統合による認定こども園の整備など、子育て真っ最中の父母の負担の軽減を図るべく、大きな取り組みが予定されております。また、地域医療充実に向けても看護師の確保、京都府立医大附属病院の北部医療センターの看護師不足を少しでも軽減したいというところから奨学金制度の創設など、近隣市町との協調をともにしながら、これらの問題に正面から立ち向かっており、また、町民の福祉向上とインフラ整備など、新たなまちづくりにふさわしい事業が盛り込まれております。とりわけ従来と異なりますことは、山添町長みずからが京都府や国に足を運び積極的に国の制度を導入されたことが、この予算編成のあらわれに出ていると思われまます。ただ、今回の国の地方創生においては、日本中の各自治体が色めき、血眼になって取り組んでおる真っ最中でございます。それぞれの町で観光客の入り込み増、特産品づくり、若者定住、雇用の創生など、これらの問題は当町においても実現へ向けてかなりハードルが高いものとは思われまますが、限られた厳しい財源のもと、町民の負託に応えるべく町長の若さと行動力、指導力において、これらの施策の実現に向けて頑張っていただきたい。私は本定例会に提出されました平成27年度一般会計予算(案)を積極的な予算(案)と評価し、賛成討論といたします。

議 長(今田博文) 次に、本案に対する反対意見の発言を許可します。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議 長(今田博文) 起立多数であります。

よって、議案第31号 平成27年度与謝野町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第32号 平成27年度与謝野町簡易水道特別会計予算を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番(小牧義昭) それでは、簡易水道特別会計につきまして、何点かご質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、簡水につきましての平成26年度、平成27年度と繰入金がございます。町債の金額と両方を入れますと、平成27年度では2億2,403万5,000円、町債発行が9,870万

円、両方合わせますと3億2,273万5,000円、平成26年度と比較をしますと8,006万5,000円と、こういった差額が出ております。この平成26年度の繰入額と町債発行の差額が相違しているといいますが、どういう表現をしたらいいのかあれなんですけれども、町債発行を抑えて繰入金の額を増加させられたということにつきまして、何かもくろみがあってされたのかということをご聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。起債発行額につきましては、現時点では起こす事業について、可能な限り起債を起こすこととしておりまして、特に抑えるという意図は、臨時交付金なんかについては別ですが、それ以外の要素についてはございません。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） それでは、次の質問に移りたいと思います。平成27年度、いわゆる起債残高、借入金の残高なんですけれども63億4,698万2,000円と、非常に大きな起債が特別会計のほうではなされているんですけれども、これの利子、公債費と利子のところを、利息のところを見ていただきますと、今年度は公債費が2億1,089万7,000円、利子のほうが1億2,039万8,000円と、公債費合計で3億3,129万5,000円というような予算が計上されておりますが、借入金の残高につきまして、いわゆる金利を計算をしておりますと、3.3%ぐらいなのかなと、平均ベースでというふうに思っておったんですが、これにつきまして、金利的にはいかがなものでしょうか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。公債費の金利の件でございますが、これにつきましては、今現在も昭和時代の起債の償還を行っている部分もございます。ここ数年については、低金利でということになっておりますが、それ以前の分については、やや高い金利となっております、平均すると今、ご紹介ありました3%ぐらいかなというようなことでございます。これについては、やはり政府のほうとか、いろんなところで決められた金利でしかお借りができませんので、やむを得ないのかなというふうに思っております。

ちょっと参考までに、先ほど起債残高のお話ございましたが、平成26年度末をもって起債残高のピークを過ぎます。平成26年度末では大体64億円超えだったんですが、平成27年度では63億円台に落ちると、以降、ずっと下がっていきます。利子のピークについても平成26年度末で利子のピークを迎えます。あと元金のピークですが、これが平成32年あたりで、大体3億9,000万円ぐらいの金額を予定しております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） それでは、簡水につきましては、今後、起債を発行していくということについては、もうほとんどないというふうに考えておいたらよろしいでしょうか。当然して老朽化をしていく部分の維持修繕はかかってくるかなというふうに思うんですけれども、大きな起債発行というのはあまり考えられないのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。ご承知のように簡易水道につきましては、平成28年度中に統合するということがございまして、平成29年度では全て公営企業会計に移行します。したが

いまして、上水道として新たにスタートをするということになります。その中で今後の起債の見込みですが、これにつきましては上水道になって、どうしてもやらなければならない、そういった事業については補助金等を考慮しながら起債の発行も考慮しております。しかしながら、基本的には、よほど大きなものでない限りは、いわゆる町の今の財源でもって何とか乗り切っていきたいという考えであります。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 平成29年に公営企業会計のほうへ移行をされているということでありました。総務省のほうから公営企業会計、この前の質問でもちょっと触れましたですけれども、公営企業会計のほうへ移行していきなさいということで、この平成27年から5年間をかけてというようなことであろうというふうに思っております。これにつきましては、やはりこれまでの発生主義を、これまでの単式的な会計から複式的な会計のほうへ移行して、発生主義に基づいてBS、PL、それから、CFというような貸借対照表とか損益計算書、キャッシュフロー計算書というようなことで、非常に明確になってきてまして、それによって水道料が本当に幾らかかるのかなということが非常に明確になってくるということが、非常にメリットだということで、総務省のほうで、それに対する財政措置ということもしていくということでもありますけれども、当町におきましては、この公営企業会計への移行というのは、今後どのように考えておられるのか、そのあたり、少しだけ質問をしておきたいと思えます。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今のご質問は、公営企業会計の移行に当たってのスケジュールと考えていいんですか。

スケジュールでございますが、今現在、簡易水道施設の資産調査を継続して行っております。今年度、新年度予算でも計上させていただいておりますが、各浄水場やなんかの施設については、比較的、平成の改良といいますが、大きな改良をずっと続けてきましたので、資産調査は容易にできるという状況にあります。管路については、非常に古いものもございまして、その資産を明らかにするのが大変難しいという状況にあります。それを今、どういうふうにやっていくか、今の管路台帳に載せていくという中で、整理をさせていただきたいというふうに思っています。これにつきましては、平成28年度中に終わらせないと移行ができませんので、その予定でありますし、今現在、料金については、ありがたいことに浄水も簡水も同じ料金でお世話になっておりますので、こちらについては、そのまま同料金で移行させていこうというふうな感じで、平成29年度では事業統合、経営統合、両方ともに完了させたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 平成29年度公営企業会計へ移行していくということで、今、ご答弁をいただいておりますけれども、その水道料金、同額で移行していただく、非常にありがたいことだだろうというふうに思うんですけれども、この企業会計に移行した場合に、今、課長のほうで腹案として考えておられるのは、どれぐらいの今現在の水道料金と、それから、移行後、いわゆる水道料金が企業会計上、明確に、これぐらいはもらわないと維持できないというのが出てくると思うんですけれども、その差額というのは、大体どれぐらいをもくろんでおられるのか、もし腹案があるようでしたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今後の水道料金がどのように推移していくかということで、水道課のほうで、どういうふうを考えているかということでございます。これにつきましては、資料にも統合後の財政見直しをおつけいたしておりますが、私のほうといたしましては、全員協議会のときにも説明させていただいておりますが、今までやってきた平成の大きな改良については、そのもとになる施設の建設年度が昭和40年ごろだったというふうに思っております。それから、平成の改良に着手しましたのが平成10年ごろということで、約30年を経過しています。

これを、この先30年ということに置きかえたとします。この先といいますが、平成10年に着手して30年ということになりますと、平成40年ごろには次期改修に着手しなければならないであろうというふうな一応の見直しを持っております。その中で長期見直しを立てさせていただいた場合に、平成40年ごろというのは、非常に一番悪い状況に陥る年度です。そこをいかに耐え忍ぶというか、持続可能な状況に持っていくかということ考えた場合に、今、私どものほうで思っていますのは、平成32年～33年ごろ、これ統合して、やっぱり4～5年は状況が見てみたいという思いがありますので、そういった意味においては、次期改定ということになると、平成32年～33年ごろが適当でないかなというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、平成40年ごろに新たな改良を行う場合に、現金で賄うというのは、非常に困難な状況です。それを、やはり企業債を発行しながらやっていくということをしなないと成り立たないという状況です。そんな中で、大体、私のほうとして25億円ぐらいの新たな起債を発行するというを想定しまして、それに耐え得る将来見直しということを考えました場合には、大体、今現在1,543円の基本料金でお世話になっておりますが、これは10立方当たりです。これを2,000円までに抑えられたらなというふうに思っています。ただし、これ日本水道協会が発行しております料金算定要領というのがあるんですけど、これは総括原価方式といたしまして、総括原価を料金で賄うということになる計算方法というのがあるんですが、これでやりますと、基本料金が2,300円とか2,400円とかいう数字になります。それが本来、適正な料金ということですが、これでは到底、ちょっと皆さんのご理解が得られないと思いますので、何とか2,000円までに抑えれば、今、申し上げた次期改良も考慮した経営が何とか成り立つのかなというふうな思いで、今はあります。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） それでは、平成32年ぐらいまでは、それから平成32年から平成33年ぐらいまでは、今の1,543円を維持しつつ、そのあたりで料金改定を2,000円程度というようなことで、それ以後については、また、投資効率等も考慮して見直していくというふうに考えておけばよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ちょっと補足をさせていただきますが、今現在、私どものほうが持っております長期の財政見直し、これが、このまま推移するという条件がついてまいりますので、今後、どのような、ご承知のように有収水量については毎年どんどんどんどん下がっているという状況ですので、これについては見直しの中でも一定考慮はしておりますけれども、それがそのままいくとは限らないわけですし、また、一方では、この企業会計への移行については、国のほうが盛

んに今、移行しなさいという動きがありますので、そういった中で、これは各自治体とも、この移行に対しての経営力といえますか、経営基盤が大変弱いというか、苦しい状況の中で、国のほうも、そういった自治体に対する支援策をいろいろ考えていただいておりますので、そういったことが、どういうふうに左右してくるか、これは今、申し上げたのはプラス要因ですが、マイナス要因は、やはり有収水量の減、そういったのが、どのようなことになるかによって、その改定年度については、非常にちょっと流動的であると、それから、今、これは水道事業のみでお話しておりますので、他事業のほうで、また、そういった動きがあるようでしたら、それらも考慮しなければいけないということがありますので、あくまでも、今、水道の財政見通しを、そのまま移行したら、そんな形ということで、ご理解がいただきたいと思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 単独の簡水の特別会計でありますので、確かに、ほかの事業との関連が出てくるだろうというふうに思っております。そういう意味では、この公営企業会計は簡水だけではなく、下水、それから病院、医院、そういったところにも同じように絡んでくるのかなというふうに思っております。その支援策としてはアドバイザーの派遣でありますとか、あるいは市町村アカデミーだとか、全国市町村国際文化研究所というようなところに実際の職員を研修を受講できるとか、そういった国の支援策も講じるというふうなことが上がっております。

そういった意味では、少し職員の方々を研修に行かせるとか、そういうようなことができるような措置がなされているわけですが、そういった考え方というか、もう実施をされているのか、これから実施をしようというふうにされているのか、そのあたりだけお聞きをして終わりたいと思います。

議 長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今、私どものほうでは、今、ご紹介があったようなものについて、特別に参加させていただくとか、お願いをするだとかいう思いは持っておりません。と申しますのは、今までに日本水道協会のほうで毎年のように、こういった内容の研修については行われておまして、随時職員を必要に応じて派遣をしているという状況ですので、今現在としては、今のままでやらせていただきたいかなというふうに思っています。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、公営企業会計の部分につきましては、また、下水の関係でも絡んでいきますので、そのときにお話をしたいというふうに思っておりますが、普通交付税措置、下水道の関係だとか、簡易水道の関係というのは、地方財政措置としても有利なものが上がってくるように、情報としては伺っておりますので、ぜひ、そのあたり、有利なものであれば利用していただけたらなというふうに要望をしておきたいというふうに思います。終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第32号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立多数）

議 長（今田博文） 起立多数であります。
よって、議案第32号 平成27年度与謝野町簡易水道特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第3 議案第33号 平成27年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第33号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。
よって、議案第33号 平成27年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第4 議案第34号 平成27年度与謝野町下水道特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、下水道につきまして、質問をさせていただきたいと思います。
383ページでございますが、負担金補助及び交付金ということで1億2,102万円、それから、その中で宮津湾流域下水道排水負担金といいますのが1億1,645万6,000円が計上をされております。これの算定の根拠につきまして、少しお伺いをしておきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。宮津湾流域下水道への排水負担金につきましては、宮津湾流域下水道のほう、京都府が運営をしております、その維持管理にかかる費用、これを関連市町であります宮津市と与謝野町が流した排水量の割合に応じて負担金として納めておるものでございます。根拠といたしましては、1年間の維持管理費用、かかる費用を1年間に流した排水量の割合で負担をするというものでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） この1年間に流した排水量というのは上限が決まっているように、ちょっとお聞きをしておるんですけども、いわゆる毎年毎年、流量が変動をして、その負担金が前後するのではなく、ある一定の量までは同じ負担金で、そして、なおかつ、それをオーバーした場合はふえるのかなと、あるいは一定の量が流れなかったとしましても、その均等の割合負担があるというふうには聞いておるんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。議員のおっしゃっておりますのは、京都府と関連市町で交わっております覚書というものがございまして、この覚書を交わすに当たりまして、財政計画期間に流します排水量、計画しました排水量というものがございまして、その排水量に単価をかけたものを責任を持って、それに水量が満たなくてもおさめていくという責任水量制というものを当町は採用しております、それで払うということをおっしゃっておるものだと思いますけれども、現在は実際に維持管理費用も毎年、だんだんふえてきております。それから、排水量もだんだんふえてきておりますので、今現在は実際にかかります維持管理費用を、実際に流します排水量の割合で応分をしておるということで、これにつきましては今現在、下水道事業につきましては、まだ、初期投資段階でありまして、水洗化も徐々にふえてきておるということでございますので、したがって、浄化センターのほうで処理します水量も年々ふえてきておる状況でございますので、今現在は維持管理費用も年々ふえてきておりますし、流します排水量も年々ふえておるという状況でございますので、毎年毎年ふえてくるものでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） この排水量につきましては流量の計測というのは、これは浄化センターのほうでされるのか、私が聞いておりますのには、旧野田川側から流れましたところは堂谷橋あたりのポンプ場、それから、岩滝側から流れてきますのは石田のほうのポンプ場で、そこで須津あたりで合流をして、そこから宮津のほうへ流れていくというふうにお伺いをしておりまして、そういう中で、この流量を、どこで計測をして、そして、この負担金に結びついていくのかというところが、もしわかるようでしたら教えていただきたいと思っております。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。流量の算定といいますが、把握いたしておりますのは、最終的には浄化センターで把握しております、浄化センターに流れ込んでおりますのは宮津市と与謝野町、両方入っております。それから、途中、中継ポンプ場で水量も把握しております、その中継ポンプ場に流れ込みます、例えば、須津に中継ポンプ場がございまして、須津では宮津市分と与謝野町分と両方流れ込んでおります。そこに流れ込んでおります対象の各市町の有収水量から、そのポンプ場に流れ込んでおります排水量を案分といいますが、それで把握しております、そして、最終的に須津の中継ポンプ場で把握しておりますら、与謝野町は、そこでもう終わりますので、それ以外は全て宮津市分ということになりますので、最終的に浄化センターで把握した数量から須津のポンプ場で把握した水量を差し引きしますと、その差額は全部、宮津市の分だというようなことになりますので、そういった各市町の有収水量と、それからポンプ場と浄化センターで把握しております排水量との割合といいますが、そういったことから最終的な

浄化センターで処理しておる水量の算定をしておるということでございまして、この排水負担金の算定に当たりましては年度末に全ての、実際に流れた排水量を把握してからということでは精算ができませんので、今、行われております方法は10月まで、4月から10月までの実績の有収水量を報告いたしまして、それから、京都府のほうで3月までの、今度は排水量の見込みを算出いたします。

そして、合わせて1年間の維持管理費用も見込みで算出いたしまして、それらを用いて排水負担金を算定しておりますけれども、年度末になりますと数値が、予測で算定しておりますので、年度末で数値が変わってきます。それで年度末で精算を改めて行いまして、その精算したものと差が出ますと、それは翌年度に精算を行うというふうな手法で現在は行っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） それでは、今現在は須津にありますポンプ場でもって流量計みたいなものが設置されているのかなというふうに思うんですけども、その数値に基づいて、この負担金が算定をされてくるといふふうに考えておいたらいいんだろうというふうに理解をさせていただきました。ところで、その流量というのは、下水に流れているもの全てが流量になるわけでありましてけれども、町民が、一人一人が節水をするというふうなことになるんだったら、この流量は減るんでしょうか。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。今現在は器具も節水型、改良改良を重ねて10年ほど前と比べますと、トイレでも、もう4分の1ほどの水量で流れるようなトイレも今、開発されておりますので、それとあわせて利用者の方が節水をされますと当然、流れ込む水量は減ってくるということは、もうそれは明らかでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 何でもかんでも節約したらいいというものではないはと思いますが、この負担金が少しでも減るということであれば、日ごろから節水に心がけると、器具も当然にそうなんですよけれども、節水に心がけるとということも一つ考えられるのかなというふうに思うわけでありまして、そのあたり下水道課としては何か啓蒙的なことを今後されるとかというようなことはございますでしょうか。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。担当課といたしましては、各利用者の方の節水によって有収水量が減るということは、使用料収入額が減るということに結びついてきます。だからといって節水ということは必要でないかということ、そうではありませんけれども、今現在、担当課といたしましては、まず、使用料収入額を上げるために加入促進をしっかりとお願いしていきたいということで、そちらのほうに力を入れておる状況でございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） なるほど、節水をすれば収入が減るということなんだなというふうに理解はできました。

そこで、先ほど簡水のほうでもお話をさせていただきましたけれども、この下水道に関しましても、公営企業会計の導入というのを総務省のほうでも進めていくということであるんですけど

ども、簡水につきましては平成29年を目途にして実施をしていかれるということであったんですが、この下水につきましては、どのように今後、考えていかれるのかということをお聞きしておきたいと思います。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。下水道につきましても同様でございますが、平成25年度ぐらいまでは公営企業への法適用ということが盛んに叫ばれてきておりまして、当町におきましても、当然そちらのほうの準備をしていかなんというふうなことで考えておりましたが、今年度に行われました説明会の場で初めて、行政人口3万人未満につきましては義務づけがないというふうなことが明らかにされましたので、当町では当面、法適用への移行は様子を見ていきたいというふうなことで考えております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 私は個人的には法的の方向へ行っていたいただきたいなというふうに思っておったんですけれども、ただ、この前も波路の管が、汚水が漏れるというような、いわゆる与謝野町だけでは、これは考えられない部分があり、壁があるなというふうに考えておったところなんですけれども、これから、今現在は与謝野町の管を通り宮津の浄化センターのほうへ行っているわけなんですけれども、これが、宮津が公営企業会計に移行しようというようなことになりましたときに、そのあたりの統一性というか、そのあたりは、どのように課長としては考えておられますでしょうか。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。議員、おっしゃいますように、この事業の法的化といえますのは、私自身も必要であるというふうなことは感じておりますが、それに移行しようと思いますと、職員の教育、それと労力、そういう技量が今現在ございませんので、移行するには相当の覚悟で臨んでいかなんというふうなこともございまして、現在、3万人未満は義務づけはないというふうなことが明らかになりましたので、当面は見送っていきたくて思っておりますけれども、また、今後、必要に応じて、先ほど簡水のときに使用料との絡みもおっしゃいましたけれども、そういったことも考えていくと、当然、必要であるだろうなということは重々感じております。

それから、補足でございますが、京都府で運営しております宮津湾流域下水道につきましては法適用、公営企業化を今、進めております。宮津市につきましても、3万人未満でございますので、当面は義務づけはされませんが、今後、足並みをそろえる必要はないと思っておりますし、与謝野町として必要であるというふうなこと、判断ができましたら、そのときには移行の準備を進めていくべきだというふうなことで考えております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 何で、この公営企業化、企業会計へのということを申し上げておったかといえますと、やはり繰入金、いわゆる一般会計からいえば繰出金というふうになりますけれども、かなりの8億9,200万円程度が出て、入ってきております。歳入全体からしても、相当の金額を一般会計から繰り入れるということになっているかなと、さらに、いわゆる起債残高につきましても、100億円を超える起債残高がございます。そういう中でも、先ほど簡水でも申し

上げましたけれども、利子についても2億円を超える利息を払っていているというようなことがございまして、少しでも簡素化、明確化、透明化、可視化ということで、総務省のほうも、そういった3万人未満については努力義務というふうになってございますけれども、これを導入する、しないという以前に、そういった可視化、透明化をしていくということは必要ではないかなというふうに考えておりますが、課長の考え方をお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。担当課といたしましては、この法適用をする、しないにかかわらず現在の一般会計からの繰り入れ依存型の会計でございますので、これにつきましては非常に大きな課題だということは、もう常々考えておまして、まず、公営企業会計に移行するまでに、そういったことは当然、考えていく必要があるということから、まず、財政の健全化を目指そうと思っておりますと、歳入をふやすか、歳出を減らすかというようなことになるわけでございますけれども、担当課といたしましては、まず、歳入をふやすために下水道への接続の加入促進、推進に力を入れていくということとあわせて、歳出の削減につきましては、議会のほうでも報告させていただいてますように、包括的民間委託の研究を進めまして、それによって歳出の削減を進めていくという努力もしながら一般会計からの繰り入れを少しでも減らせるような努力は当然、常々から続けていかなければならないというふうなことで考えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） 極力、一般会計の中での繰り出しというのは相当額になってきておりますので、一般会計自体が、それによって投資的経費に使いたい部分がどうしても使えないとかいうふうなことも出てくるかなというふうに思っております。そういった中で、一般会計につきましても統一的な基準ということで、地方会計の、地方公会計の整備促進ということで、これ3年間の間に実施していきなさいということで、総務大臣のほうから1月23日に通達を出しております。そういう意味では、一般会計のほうも、これまで、いわゆる単式簿記から複式簿記へ切りかえていくというような、この3年間の措置でもって実施をされていくということでございますので、そういう意味では特別会計も、そちらのほうへ同軸で動いていきますと、よりこの地方財政が明確化されていくのではないかなというふうに考えておりますが、そちらに向けて、努力していただきたいというふうに思っておりますが、最後に下水道課長に方向性だけお聞きをしておきたいと思っております。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。担当課といたしましては、今後、財政部局ともしっかり調整しながら、歩みを同じくしていくような努力はしていくべきだということ考えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） それでは、しっかりと実施に向けて実行していただきますように要望しまして、質問を終わります。

議長（今田博文） ここで昼食のため休憩します。

午後1時30分に再開します。

（休憩 午後 0時06分）

(再開 午後 1時30分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を再開します。

午前中に引き続き、議案第34号の質疑を続行します。

質疑はありませんか。

和田議員。

2番(和田裕之) 失礼します。それでは平成27年度下水道特別会計について、1点だけ短か目に質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

予算書の383ページにあります公共下水道事業の水洗便所改造等資金融資預託金、これが600万円であり、また、次のページの特環のほうですね、これに900万円という預託金が、合わせて1,500万円ということで計上されております。まず、この預託金の意味合いとしては、いわゆる三つの金融機関ですね、貸し出しをしていただく、そこに預け入れる預託金であるというふうに理解をしております、これは一般的に言われます補償金の一種というふうに言われておりますが、こういった理解のほうでよろしいでしょうか。

議長(今田博文) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) お答えいたします。下水道融資あっせんの預託金につきましては、これは金融機関との契約の中で補償金という意味合いではなしに、融資をするための、金融機関としましたら原資みたいなことになると思うんですが、この預託した金額の2倍まで金融機関は融資を実行するというふうなことでございまして、そのために預託をするものでございます。

それで今年度の予算といたしましては、これまで3行全体で4,500万円の預託をしておりましたが、合併後、融資あっせんの実績が非常に少ないということから、今回、平成27年度を迎えるに当たりまして、金融機関と協議し見直しをしました結果、各金融機関500万円ずつの預託をするというふうなことで、各金融機関で1,000万円まで融資が可能となるというものでございます。

議長(今田博文) 和田議員。

2番(和田裕之) 一般的に言われている補償金の扱いではないというご答弁だったというふうに思っております。これの枠的な部分でというか、枠として考えればいいのかというふうに思っております。そこで、この預託金なんですが、前年度と比較して、今回、3,000万円ですかね、大幅な減額ということでお聞きをしておりますが、その理由について、もう少し詳細にお教えいただければと思います。

議長(今田博文) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) お答えいたします。この下水道の融資あっせんにつきましては、旧町時代から旧3町とも同様に行っておりまして、旧町時代の実績といたしましては、大体、申請がありまして工事が完了する件数の割合から見ますと、2割弱ぐらいの割合で、この融資の申し込みがあったということでございます。

それで合併に当たりましては、それらを考慮いたしまして、各金融機関で融資の状況等を勘案して、それぞれの預託金額を協議の上、決定したというものでございます。それで合併当初はスタートして、平成26年度まで、それで実施してきましたが、先ほど申しましたように合併後、融資の申し込みが非常に少ないということから、預託金を多額に積んでいく必要もないというこ

とでございますので、特別会計の会計上は預託金額と、それと預託が満期になった後の歳入とが同額でございますので、会計上の、一般会計の繰り入れには、そう影響はないわけでございますけれども、融資の実行の実態に合わせて見直しを行ったということでございます。ですが、今後も状況も見ながら、また、金融機関との協議は、その都度、行って、預託金額は決定していきたいというふうなことで考えております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 補償金という扱いはないので、一旦、預け入れをされても、仮に事故が起こった場合でも全額戻ってくるという感覚のもんだというふうに理解をしております。そこで、先ほどからおっしゃいますように、利用者というか、申込者が大変少なくなったということでお聞きをしましたが、この融資制度の内容的な部分ですね、金額であったりとか、そういう部分について、ちょっとお教えいただけたらと思います。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。この融資あっせん制度につきましては、町の下水道の水洗化の促進施策の一環として取り組んでおりまして、利用者の方が下水道の接続のための申請を行われる際に、当然、工事費用がかかるわけでございますので、その工事費用を捻出するのに手持ちの資金等に不足が生じる場合、融資の、町のほうに融資の申し込みをしていただきまして、町は融資のあっせんをするだけでございますが、金融機関から融資をして、それで工事費用を支払っていただくというようなことございまして、その対象の額といたしましては、申請の時点で、一つの大便器に対しまして100万円を融資の対象額といたしております。

したがって、一つの建物といいますか、一つの利用者の方で、二つ大便器がある場合は200万円まで融資を行うというふうな内容でございます。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） なかなか、二つの大便器というご答弁あったとおり、一つであれば100万円という理解をしておるんです。一般的な家庭で大便器を二つつけられることは、ちょっとないん違うかなと思いますし、私が言いたいのは、やはりこの100万円の限度額ですね、ここの部分を、やはりもう少し枠を上げる必要があるのではないかというふうに思っているんです。その辺のところは、やはり例えばですけれども、先ほどみたいに資金不足によって足りない部分というお話があったんですが、やはり100万円ということになると、やはり若干少ないんではないのかなという感覚もしておるので、ですから、一般の方というのはプロパーなりで、もう少し大きな額を借りられると、二つになると、やはり返済も大変ですし、大きな額を一括で借りられる方も結構あるんじゃないかというふうに考えておるわけですが、今後、やはり金融機関と協議なりしていく上で、この枠がふやせないものかどうか、その点のところについてご答弁をいただきたいと思います。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。この100万円といいますのは、もともと合併するまでは町によっては80万円というふうな限度額を設けておりまして、それを実行してきております。この設定金額でございますが、まず、下水道が使用できるようになりまして、接続していただけますのはご存じのようにトイレ、風呂、台所、洗濯というふうなことになりますけれども、実際に

設備として住宅まで触って工事をさせていただくのはトイレ部分のみということでございます。台所、風呂等につきましては器具は何も手をつけていただくずに、建物には手をつけずに、建物の外周りで配管等によって下水道のほうに流していただくということから、多額な費用が必要となりますのはトイレだけというふうなことで考えておりました、そういったことから考えますと、標準、何を標準かというところもちよつとまた、ありますけども、標準的なお家としましては、80万円ないし100万円あれば最低限の下水道への接続はしていただけるということから、80万円ないし100万円というような設定をしたものでございまして、そうすることによって、たくさんの方に利用をしていただくというふうなことから、この制度をスタートしたものでございます。

議員おっしゃいますように、利用が少ないので、この枠を広げたらというようなお話で、担当課といたしましても、下水道の加入促進に力を入れていきたいということもありますので、そういったことも一つの方法ではあるとは思いますが、この制度融資をスタートする時点での金融機関とのお話の中で、町側からの申し入れといたしましては、融資の申し込みをした時点で、そこで貸せる方、貸せない方というような線引きをしないように、申し込みがあれば、どなたにも貸してほしいというふうなお願いをしてきております。そういう中で金融機関としましては額も小さいしというようなこともありまして、できるだけ利用していただける方には、その選別することなしに、利用していただけるように配慮していきたいという協議が整いまして、今の制度となっております。

それで、これを見直ししていこうと思いますと、金融機関との協議も当然、必要となってきますし、今後どうなるかわかりませんが、担当課といたしましては、加入促進をしていかなければならないという立場もございまして、そういった観点から再度、検討・研究はしていきたいと、協議のいくまでに、まず、担当課として、まず、研究をしていきたいというふうなことで考えております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） トイレだけで考えると100万円までにおさまるとのことですが、やはり触れるんでしたら全部接続という形が一番ベストだと思いますし、そうすると、もう少しかかるというふうに思っておりますし、おっしゃっていただいたように、やはり今後の接続率というか、加入促進に当たっても、やはりこの部分は十分課内のほうでも検討いただけたらなというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いたします。

以上で、質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑ありませんか。

勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、下水道特別会計につきまして、1、2点質問をしたいと思っておりますが、今、和田議員さんから質問のありました融資の関係については、私は聞いたところではアウトの人も今までにはあった、これはやむを得んのですけどもね。今一番ネックになっているのは、やっぱり年齢の問題だと思うんですね。年齢が非常に高齢化がどんどん進む中で、年齢でアウトという可能性も、私はかなりあるし、自分の側から一般の融資が、とてもアウトですから、あかんということで引いていらっしゃる方もあるように聞いているので、そのところは、課長どう

です。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。年齢要件につきましては、当初から、その辺が課題でございまして、70歳以上については融資ができないというふうな、当初の話し合いの中で、そういう問題も出てきましたが、町側としまして、行政側としましては、70歳を超えていても下水道への接続義務は発生するので、そこを何とか融資をお願いしたいということの話し合いの中で、その後継者といいますが、子供さんに連帯保証人に入っただくとか、いろんな手法を使いまして、何とか70歳代以上の方にも融資をしていこうというふうな話し合いが成立して、今の制度をつくり上げたものでございます。

それで70歳以上の方が拒否されたというようなことは、町側にはあまり入って来てないんです。それで金融機関のほうも、そういった観点から融資はしていただいております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） かつては、生命保険を見ましても大病した人はあかんとか、高齢になったらあかんとかいうことがあったんですが、今その人が一番いいお客になりましてね、何ぼでも入れる保険がどんどん出てきてるでしょうが、今、高齢者はええお客なんです。だから、そういうことから一つ、課長のほうもしっかりとらまえながら、この融資にもですね、お話を聞きましたが、前向きをお願いをしていただきたいと、このように思っております。

それから、ちょっとお尋ねするんですが、排水負担金の話が、先ほど小牧議員から出ましたね、今度、2号補正でも、かなり減額がされたことがありまして、それに伴った予算になっていると思うんですけどね。大体この予算で今、平年度ではいけると、こういう見通しですか。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。平成27年度、新年度の会計につきましては、今現在、計上しておりますものより、また、減額になってくると思います。京都府のほうの運営しております維持管理費が変動してきております。それも流していく水量によって変わってきますので、流す水量が減ってくると、維持管理費用も少なくて済むということがございますので、今現在、計上しておりますものよりも減ってくるとは思いますが、先ほど小牧議員の答弁でも若干触れましたが、覚書を京都府のほうで締結しておりまして、その覚書どおりで予算計上いたしますと一般会計からの繰り入れが非常に大きなものになるということから、一定、予算要求の時点では精算見込みも一応、机上の計算で行いまして、それで減額査定して、それで予算要求はしておりますけれども、実際には、それよりも、さらに減額になってくるであろうという予測はしております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、ちょっと課長、聞き漏らしておりまして、この汚水処理基本構想の業務ですか、これが377ページ、汚水処理基本構想策定業務、このことについてちょっと教えてもらえませんか。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。予算書の377ページ、及び379ページのほうに計上いたしております汚水処理基本構想策定業務委託料でございます。これで公共分といたしまして

260万円、特環で520万円の合計780万円の予算計上をさせていただいておりますが、これの内容でございます。これにつきましては、三つの業務をあわせて発注することといたしております。

一つは、全体計画の変更分といたしまして260万円、それから、事業認可変更分といたしまして230万円、それから、汚水処理基本構想策定分といたしまして290万円の、合計780万円でございます。全体計画変更と申しますのは、京都府の水洗化総合計画2010におきまして、与謝地区の一部を下水道区域から浄化槽区域に見直したことによりましての変更が必要となったものでございます。この全体計画の変更のタイミングといたしましては、宮津湾流域下水道の事業認可変更のタイミングでの見直しということになりますので、今回、平成27年度におきまして見直しを行いたいというものでございます。

それから、事業認可変更でございますが、これにつきましては、平成27年度末で事業認可期間、計画期間が終了いたしますので、その期間の延長と内容の事前修正を行うものでございます。

続きまして、汚水処理基本構想の策定でございますが、これにつきましては、京都府の水洗化総合計画2015の見直しに伴いまして行うものでございまして、今回の見直しは府下の市町村が主体となって行わなければならないということになりましたので、その見直しを行いまして、7月に調書の提出をしていかなければならないということが出てきましたので、急いで、この見直しを行いまして、7月に資料の提出を行っていきたいということから、今回、予算計上をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 先ほど課長、ちょっとお話も、どなたか出ましたけど、以前、予算化されました、包括的民営化の関係ですね、その後、お聞きしたところでは、あのときの調査費の執行はなかったんですが、先進地を関東圏で見られたというふうに聞いておりまして、これが具体的に取組むという格好になるのかならないのかわかりませんが、見られたところでは、大体うちぐらいでも、このことに取り組めると、こういうふうに理解したらいいんですか。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。昨年の8月に先進地視察を行いました。視察先は栃木県の高根沢町というところございまして、その町につきましては、下水道の施設、それから、水道の施設、それからあとは料金徴収、それらを包括的に民間委託しまして、それで行ってると、一定の成果が上がっておるといような報告をいただきましたので、それが与謝野町に、そのままマッチするかどうかということにはわかりませんが、与謝野町といたしましても、何とか、まず、研究をしていきたいということから、平成26年度の12月補正で予備調査をお認めいただきまして、1月に予備調査の業務委託を発注いたしまして、現在、町の職員の、それぞれの業務が幾らぐらいの費用がかかっておるといようなことの分析を現在、行っている状況でございます。

それで成果がまとまりました後に、与謝野町として本当にメリットがあるのかどうかというふうな判断を行っていくものというふうなことで考えております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけ課長、お聞きしておきたいんですが、いよいよ温江の本

村を今、工事やっておるとおっしゃいましたね。これで旧加悦町分は終わりかなと思っておるんですが、最近、テレビで見ますと、この下水道のマンホールを非常に興味を持っていらっしゃる、マンホール女子といわれる方が全国をうろろうしとんなるとい話が出ておまして、課長も、この加悦町当時、鬼のマークのついたマンホールの蓋を課長が、これをつくりたいということでお話を聞いて、私ども、それを見ておったわけではありますが、この関係は、最近のではQRコードがついたような蓋も出ておるといことですし、もちろんカラーにもなっておるんですが、このことではね、私は町を宣伝していくといことでは、あの当時から着眼点は、よそもやっておったかわかりませんが、着眼点はよかったと思っておるんですが、現状、この近隣も含めてです、このマンホールの蓋のマークといいますが、そういったのはどういう格好で、今それぞれの町になっておりますか。この与謝野町だったら一本化したものになっているのかね、その辺も含めて、ちょっとお答えをお願いします。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。まず、与謝野町の現状からご報告させていただきます。与謝野町につきましては旧町時代、旧3町時代から、それぞれの町で下水道につきましてはデザイン蓋というものを採用しております。

それで合併いたしましてからも、蓋にデザインしてあります町の名前、これは旧3町とも与謝野ということに変えましたが、それ以外のデザイン、柄そのものは全く手をつけずに現在も地域ごとに、三つの地域で、それぞれの旧町時代の柄を、そのまま使用しております。

ちなみに岩滝地域では、旧町の木のカエデをデザインした蓋でございますし、野田川地域で旧町の町章に、町の木の花をあしらったデザインでございます。加悦地域では大江山連峰から見た加悦大橋と鬼の杯のデザインを配しております。それを現在も使用しております。それで、この蓋につきましては、大体の自治体で、ほとんどデザイン蓋を使用されております。今、女性の方のご紹介がございましたけれども、以前、男性の方で、そういう蓋のデザインをずっと収集しておられる方がございまして、そういった方が町のほうにお見えになりまして、デザインを、写真から撮影されて帰っておられます。そういったことは、私は見てないんですけども、職員によりますと、どこかにインターネットで見ますとアップされておるようでございます。それでほとんどが、その自治体の名所ですとか、そういったデザインをあしらって蓋を利用しておると、蓋に使用して、下水道の宣伝を行っておるとい状況でございます。

14番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第34号 平成27年度与謝野町下水道特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第35号 平成27年度与謝野町農業集落排水特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第35号 平成27年度与謝野町農業集落排水特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第36号 平成27年度与謝野町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

塩見議員。

10番(塩見 晋) それでは、介護保険の平成27年度の当初予算について質問をさせていただきます。

今議会の議案第20号で6期の介護保険料の改正があり、保険基準月額5,850円となりました。5期より875円値上がりすることを決めたわけですが、平成27年度に入って新しい介護保険制度が順次始まっていくということで、今回の介護保険法改正で各自治体において新しい介護予防、日常生活支援総合事業への移行が進められることになっておりますが、利用者にとって、何がどう変わるのかという主な変更点をまず、お尋ねしたいと思います。

議 長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) お答えをいたします。今回の介護保険法の改正によりまして、これまで介護予防給付ということで、給付をしておりましたサービスのうち訪問介護、介護予防の訪問介護、それから、介護予防の通所介護分についてが、この給付から抜かれまして、地域支援事業のほうに移行するという制度改正になるということでございます。

予算書でいいますと、432ページに介護予防サービス給付費ということで、平成27年度の場合は9,686万6,000円を計上させていただいておりますが、そのうち、先ほど言いま

した訪問介護、これはホームヘルパーの派遣ですが、これが約1,600万円、それから、通所介護、これはデイサービスです。デイサービスセンターへの通所していただく分ですが、これが約7,100万円、この合計8,700万円分が、この給付から抜かれまして地域支援事業に移っていくということになります。

このことによって、どのような変更があるのかということですが、これまで何度かご説明をさせていただいておりますが、給付の場合は、特に予算上、制限ということではなくて、実績に応じて、その給付をしていくということですが、その給付額に対して保険料から50%、それから公費負担が50%ということで支払いがされておりました。ところが、地域支援事業に移した段階においては、予算上に天井ができるということになりまして、もう一定額以上は給付がされないといいますが、公費負担等がされないということになります。そういうことになりますので、これまで、例えば10受けていただいていたサービスを、例えば8まで下げてもらわないと、全ての方のサービスが提供できないというようなことが起こり得る変更だというふうにご承知をいただいたらと思います。それを避けるためには、新たなサービス開発をしまして、いわゆる費用のあまりかからないサービスをつくっていくことが必要というふうになってくるのではないかとこのように思っております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 今、ご答弁願いまして、その部分は少しわかったんですが、ただ、それとあわせてですね、利用者の負担の公平化とかというようなものが出てきているようでして、いわゆる介護認定の方の分の、こういう部分も何か大きな変更ができてくるというようなことも発表されているんですけども、そこら辺は、どういうふうになるのでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 今お尋ねの件につきましては、先ほどの総合事業とは別に負担の部分だというふうに考えますが、これまで一律1割負担ということで利用者負担は原則、決められておりましたが、平成27年8月1日から一定以上の所得のある利用者の負担金を2割負担にするという法改正がございます。それは合計所得金額が160万円以上の方については、この2割負担に変えていくということでございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 全体像として、それ以外に大きく変わるという部分は、もうないのでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） そのほかで申し上げますと、これも今回の議会の中でも話題になりましたが、特別養護老人ホームへの入所者が、これまでは要介護1から要介護5の方が全て対象になっておりますが、要介護1、2の方については、原則は入所の対象にならないということになります。

それから、そのほかでいいますと、補足給付というのがございまして、これは特別養護老人ホーム等に入所をされた際に、いわゆるホテルコストという言い方をしておりますが、いわゆる家賃、家賃分、それから食事分の費用について、給付の中で所得の低い方については、いわゆる助成がかなりございます。その場合について、これまでは預金等の、そういった財産、資産については勘案をしておりますでしたが、預金等が単身で1,000万円、それから夫婦で2,000万円を超える方については、これまでのような制度を受けることができないというよ

うなことがありましたり、それから、特養に入られますと基本、住所を、その特養に移されまして、単身世帯という取り扱いを、これまでしておりますが、その場合については配偶者の所得等は勘案せずに、本人の所得だけで、そういった補足給付を受けるか、受けられないかを確定しておりますが、この8月からは、その世帯分離をした場合でも配偶者の課税状況を勘案するというようなことが入ってくるということで、若干その負担の分では上がる方が出てくる可能性があるというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） もう1ぺん、その受けることによって預金の調査があるというようなことも、どこかにあったように思ったんですけど、それはどういう部分だったでしょう。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） その預金調査につきましては、今、説明をさせていただきました補足給付の部分で預金調査を行うということになっておりまして、これが、先ほどの単身で1,000万円以上、預金がある方については、正しく申告してくださいと、ただ、それが正しいかどうかを調査する場合がありますと、調査した結果、本来1,000万円以上の預金がありながら、過少申告をされた場合についてはペナルティーを課せるといようなことが言われております。そのペナルティーの内容については、ちょっとまだ、十分な資料を持ち合わせておりませんが、加算をして、いわゆる罰金を取られるような形になるのではないかとこのように思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうすると保険料も上がるし、使うときにも、今までから比べると、かなり窮屈屈託になるというのか、そういう感じで年寄りが増えてくるので、いたし方ないことかとも思うんですが、なかなか使いにくい状況になるかなと思っているんですが、今、言いました。新しい総合事業に移行できるのは、与謝野町はいつごろになりますか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 先日の条例改正の中で附則のほうでうたっておりますが、平成29年4月1日以降ということで移行を考えております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 総合事業に移行せんなんのは4月までと違ったんですか。移行の移行は「以降」の以降だったんですか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 済みません。ちょっと言い回しが悪かったんですが、本来は平成27年4月1日から総合事業への移行をするということで義務づけられておりますが、そういった準備等が十分できない市町村については、平成29年4月1日をもって移行をするということでいいということの特別な措置がございますので、当町は、まだ、そこまでの準備が十分にできる状況にございませんので、2年間をかけまして準備をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） その中で、サービスを今されている小規模の事業所については、大きいところに入るとか、そのある程度の規模になるような形になっていかんと、今やっておられるサービス事業は続けていけないという方というのか、業者というんですか、事業所もあるというふうになっ

ておるようですが、与謝野町では、そういう事業者というのは、どのくらいありますか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 今の点については、恐らく介護報酬が今回、マイナス改定ということで、平均で2.26%だったと思いますが、減額になると、その中で影響の大きいのが、例えばデイサービス単体で事業運営をされておるところについては、かなり影響があるだろうということが言われております。

もう一つは、特別養護老人ホーム、そういったところの影響が一番大きいというふうに言われておりますが、現状では、まだ、事業所のほうから、運営がとてもできない状態だというような報告をいただいておりますので、これはもう経営努力で頑張っていただけるものだろうというふうには期待はしておりますが、実際に介護報酬の改定の説明が、今週だったと思います。まだ、説明があったばかりで、今、事業所さんがいろんな試算を始められたところだと思いますので、今後そういったような状況が把握できるようになってくるのではないかとこのふうには思っておりますが、町内で今のところ大きな法人に合併しなければいけないというような声は現在のところは上がっていないというふうに思います。

箇所数でいいますと、実際には4カ所ぐらいじゃないかなというふうに思ってます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それから、この中では、今まではこのホームヘルパーの資格を持っている人のみが介護予防や通所介護の、通所予防の介護ができたということです。今度からは、そういうことが、新しい形になりますと、そういう資格がない人や、それから、ボランティア等もサービスが提供できるということになりまして、かなり多くの方が、これに参加というんですか、そういうことができ得るように、この形の上ではなるんですが、果たしてそれが、ボランティアじゃないんで、そういうことが成り立つような形に、制度として、これがなっていくんでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 先ほど申し上げましたように、介護予防部分について、枠をつくるという関係で、いわゆる経費のかからないサービスをふやしていくということを国は目指せということだろうというふうに私は理解をしています。

その意味では、間口を広げるために有資格者でなくても、そういったサービスが提供できる土台をつくっていかねければ、それが普及をしないということだろうと思いますが、現実的には、いわゆる無償ボランティアで、ものを進めていくというのは、非常に難しい時代だろうというふうに思いますので、やはりボランティアだとしても、有償ボランティア的な、そういった組織体系にしなければ、新たなサービスがなかなかつくり上げにくいのではないかとこのふうには思っています。

ただ、一つの例としまして、塩見議員も在住の、加入もされておると思いますが、岩屋のほうのサポートい輪やさん、ああいった形態の組織が各地域にでき上がってきまして、地域ぐるみで高齢者や、また子供を見守っていこうという体制がとれるようになれば、国の思惑に近づいていくんだろうなというふうに思ってます。

今回、一般会計のほうで地域福祉計画の策定の費用を上げさせていただきましたが、そういった観点で今後のまちづくりをしていくということが非常に重要になってまいりましたので、予算

を組ませていただいて、地域の中で、そういった考え方を持っていただけるような計画づくりをしていきたいというふうに考えておるところです。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 今、おっしゃったことは、まとめますと理解しやすく、まとめてみますと、要は、そういうボランティアグループとか、そういう形でいろんなこういう支援に立ち上げてもらうところには、それなりの町のほうから応援をすると、こういう理解でよろしいですか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 介護保険の特別会計の財政上は、非常に厳しい状況になっておりますので、どんどんそういった費用を捻出していくということが、現実には難しい状況にあるのかなというふうには思っております。その費用を上げていくということは、介護保険料にも当然、反映していかなければならないということになりますので、そのあたりの調整が最も難しい調整になるんだろうというふうに思っています。

実は、総合事業に関していえば、法定外繰り入れは認められるということに、実はなっております。地域間で、サービスに差が生じるのではないかという懸念は、実はそこにありまして、財政力が豊かなところは、その介護保険内のお金だけではなしに、一般会計から足りない部分を繰り入れをして、これまでとあまり変わらないサービス提供ができる町もあり得ると、一方それができない町については、どう絞っていくかみたいな話になってきますので、そこで地域間格差が生まれるのではないかということが大いに懸念をされておるといふふうに思います。私自身もそう思っております。ですから、今後この2年間をかけて、どのように移行ができるのかを、住民の皆さんの声も聞きながら取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 話を聞けば聞くほど、非常に難しい事業で、課長の手腕を発揮してもらわんと、なかなか隣のほうがええでというふうなことになるかねんような状況も、確かに出てきますし、それから、与謝野町の中でもそういうボランティアグループができるか、できないかによって、また、この差が出てくるということで、非常に大変だなというふうに思いますけれども、この部分は一生懸命にやってほしいなというふうに思います。

最後に、今回、要支援の1と2の人数が、いわゆる予防給付から外されるわけですけども、与謝野町としては、ここの方の人数というのは、どのくらいだったか、最後にお尋ねしておきたいと思います。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。現在、介護認定を受けておられる要支援1、2の方については約500人ございます。そのうちの約半数の方がサービス利用をされておる状況でございます。その中で、先ほど触れました訪問介護、ホームヘルパーさんを利用されておられる方が約70人、それから、通所介護、デイサービスを利用されておられる方が180人ですので、ほぼ、ちょっとダブった方も当然ございますが、ほぼこの二つのサービスをご利用いただいております。ないかというふうに思いますので、この移行が、いかに難しいかという話になると思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） その計画はまだできてなくても、これが、そうすると年度当初からは切れる、サ

ービスがすぽっと切れてしまうと、そういう形に一旦なるんでしょうか。それとも、何らかの形で引き継いでいくというふうなことを思っておられるのか、どちらかちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 総合事業に移行する場合には、いわゆる介護認定の有効期限というのがございまして、介護予防の要支援の方については、有効期限が1年ということになっております。その有効期限内は、今の介護予防給付を受けられるということになっておりますので、例えば、平成29年4月1日に移行するということになりましたら、前年の平成28年4月1日に認定を受けられた方は、3月31日をもって認定が切れますので、平成29年4月1日から総合事業のほうに乗り変えていただくと。

それから、平成28年10月1日に認定を受けられた方は、平成29年9月30日に認定が切れますので、それまでは現在の介護予防給付を受けていただいて、10月1日からは総合事業に乗り換えということですので、平成29年は、予算上は介護予防給付の半額を地域支援事業のほうに上乘せするという予算組みをする予定であります。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） なかなかこの介護保険というのは難しくよく理解できない部分があったんですが、大体わかってきました。どうもありがとうございました。

質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

多田議員。

15番（多田正成） それでは介護保険のほうの質問をさせていただきたいと思いますが、今、塩見議員のほうから、財政のことやら、中身のことを聞いておられまして、若干重複する点もあるかもわかりませんが、私は介護全体のですね、当町の介護全体のちょっと心配をしております、財政的にも含めて心配しております、まず、当町の介護認定者が1,705人ほどおられると聞いておるんですが、町内のですね、町内というのか、介護状況を、当町の介護状況がわかりましたら、教えていただきたいなというふうに思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 介護状況というご質問ですが、認定者数は、先ほど議員のほうからありましたように、約1,700の方が認定を受けておられます。その約8割の方が何らかの介護サービスを受けておられるということになりますので、1,300人ぐらいの方が何らかの介護サービスを受けておられるというふうに思います。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） それで、当町の、まず、介護に関する待機者が、まだ120人ほど聞いておるんですが、施設のですね、当町にある施設の状況、その入居のバランス、こういった状況でしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 与謝野町内の特別養護老人ホームの状況につきましては、現在4施設ございまして、総定員が240人ということになります。

現在、町内の方が利用されておる人数については、平成27年度の当初見込みでは276人を見込んでおりますので、与謝野町内にある特養の定員を超えておるといふこととでございます。他の市町の施設もご利用者があるといふこととでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） 待機者の方もおられて、待機者が全てがあのもんではない、ダブって移動するのに、ダブっている面もあるかもわかりませんが、当町ですね、当町の施設で、当町というのかな、与謝郡内でいっぱい施設が、民間も入れてあるわけですけれども、課長は、その施設の数ですね、それとどういふんでしょ、介護、人数といひますか、その方との施設とのバランスはどのようによ考えておられます。

まだ、施設が今後も必要だと思われぬのか、そうではないといふふうによ思われぬのか、そういふあたりは、どのようによ把握しておられるんでしょか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 施設の関係によございますが、今後、また、宮津市のほうで、この4月に80床の施設がオープンするといふふうによ伺ってますし、それから、さらにもう一施設、この3年のうちに建設をしたいといふことと、それが60床の予定だといふふうによ聞いてます。それから、京丹後さんのほうでも50床、もしくは60床の施設を新たに建設をする予定があるといふふうによ聞いております。

待機者ゼロを目指すのであれば、施設は不足しておるといふこととになるうかと思ひますが、私自身は丹後圏域の特別養護老人ホームの定員、もしくはその施設については、もう十分と、十分だといふふうによ思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） 課長のおっしゃるとおりですね、財政問題にも響いてくるのはですね、あまりにも介護施設が、民間も含めてふえてきて、民間は自分の企業としてやられるわけですから別として、公的には、施設費が大変かさんでおりまして、施設費、管理費といふものが影響してきて、実際のほんなら介護をしなければならぬ方が、どうしても、先ほどの塩見さんの話を聞いておっても、だんだん制度がかわりながら厳しくなっているように私は思っております。

いふのは、やっぱりきょうまでに介護、介護と言ひて、介護の施設を充実させ過ぎて、あまりにも、そこに費用がかかり過ぎて、肝心なほうにお金がか回らぬといふ状況が、うちの町だけではないに、日本全国そういふ状況で、社会保障費も含めて、介護費なんか厳しくなってきたらぬかといふふうによ思ひまして。

ところで、この間、新聞に載っておりますたんですけども、介護報酬の2015年の改定で2.27%引き下げると言ひておられるんですけど、一方では、人材の確保をするために、一人当たり月額1万2,000円ほどアップをするといふことが報道されておりましたけれども、この辺は、どういふふうによ、経営者としては、その改定で下がるんだけれども、国のほうでは、それを補填するといふふうによ思われぬけど、その介護のほうの経営者のほう側がですね、管理者のほう側が、どういふ状況になるんだらぬかといふ心配があるんですけど、課長は、その辺はどのようによ思ひておられるんでしょか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 今、ございましたように、介護報酬については、平均で2.27%減額するということと、それからやっぱり人材確保が非常に厳しい状況にありますので、従事者の処遇改善ということで、一人当たり1万2,000円の給料が上がるようにということで、そういったものが給付されるということになっております。

介護報酬の改定については、一つには特別養護老人ホームが他の業種に比べて収益比率が高いという見方をされておられて、内部留保金もかなりあるというような見方で、それを一定吐き出すために改定するというような思惑があるやに聞いておりますが、全ての施設が、そうなのかといいますと、私は決してそうではないというふうに思っております、例えば、与謝野町内の特別養護老人ホームにつきましては、やすらを除きまして三つの施設は、これまで行政が全額負担をしまして施設整備をしてきましたので、確かに、そういった意味ではお金が残っておる可能性はあると思いますが、ただ、この事業は継続をしていただかなければならないということになりますので、施設が老朽化等しましたら、その改修やら、建てかえということが出てくると思います。そのときには、与謝野町が、これまで同様の負担ができるかといいますと、とてもそういった状況ではございませんので、法人みずからが新たな施設をつくっていただいたり、また、大規模改修をしていただいたりということになってくるというふうに思っておりますので、貯金がないと困るというふうに私自身は思っております。

ですから、健全経営をされておる中での内部留保金については、私は大きな問題ではないのではないかというふうに思いますけども、国はそういう見方はしていないということだろうと思っております。特養を中心に運営をされております法人さんから聞きますと、かなり減額になると、1,000万円単位で減額になるというようなことも聞いておりますので、非常に厳しいということでございます。

それから、職員の処遇改善のための費用については、介護職のみを対象にしておるということで聞いております。ということは、同じ施設内に看護師さんがおいでたり、それから、ケアマネージャーさんもおいでます。それから事務員さんもおいでます。そういった方の処遇改善費用は見えないということでございますので、一つの会社組織として、介護職だけを上げていくのは非常に難しい状況にあるということですので、全体には、それほどの底上げにはならないという見方が強いというふうに聞いております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 今、課長がおっしゃったとおりだろうなというふうに思うんですが、結局、結局お世話をしていただく介護士さんの給与が低過ぎて、人材が足りない、施設は立派なんだけど、看護師さんが足りないという状況が起きてましてね、そこをどうクリアするかということが今後の問題だろうというふうに思うんですが、今言うように、こうして国のほうから1万2,000円、例えば発布してもらってもですね、当たるようにしてもらっても、経営者側で、そこがそうならないという状況が起きております。

そういったあたりもですし、全体の、当町としてもですね、やっぱり6期にしても、6期の介護保険料にしても、今回、上げなければならないという状況がありますし、基金も底をついてくるという状況がありまして、大変、これは厳しい問題だなというふうに思うんですが、確かに介護するのは、私は大変だろうと思うんですが、もう少し、その家族の力もかりられるような方向

をですね、やっぱり当町として独自に考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、家族で介護するというでも、それは毎日のことですから大変だろうと思うんですが、それでも、やっぱり家族全体で、働かなくてもよかったら、勤めへ出なくてもよかったら見れるんだけどという方の声も聞いております。

そういった方を少しでも、負担を軽減できるような制度をつくって、その力をかりて、要するに行政財政を抑えていけるような方法も、もっともっと思いついて考えていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思ってます、常々、そういったことを言っておるんですが、課長からも、個人的にも、そういった事情も聞かせていただいて大変だということもわかるんですが、やはりそれは制度で思いついてやることも当町としては必要ではないかなというふうに思いますので、その辺、課長もどういうふうに思われるのか、もう一度お聞かせください。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 多田議員からは、何度か、そういったご提案をいただいております。ただ、いつもこういった答弁しかできませんので、大変心苦しいんですが、介護保険制度下にある以上は、他の制度を設けるといことは、全て町が単費で持たなければならないということになります。

仮に、町のほうでそういった単費事業を起こしましても、一方で介護保険サービスの利用をする権利は、引き続き残りますので、私は残念ながら、今、その制度を取り組みますと、町の負担上がるだけという形になるんじゃないかということをお慮をしております。

ですから、介護保険度そのものが開始しまして丸15年たとうとしておりますけども、そろそろ見直しが本当に必要になってくるのかなと、負担という部分については、見直しが必要になるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、当町については、いわゆる在宅福祉、それから施設福祉のバランスは、非常にいいバランスであるというふうに思っております、在宅での生活を1日でも長く続けていただける状況は、かなりあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そちらをさらに延ばすことによって、施設のほうに意識が向かないようにしていくということは、今後も努力をしていかなければならないというふうに思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 課長ともですね、そういった話も常にしておりまして、確かに、そこへ切りかわるまでは二重になってきますから、大変だと思うんです。ただ、新しい産業には借金してでもつぎ込めるんだけど、根本の町の基本を変えていくのに、そういった考え方では、僕はいつまでたっても、こうなってくるというふうに思います。

やはり、それを、このウエートの問題で、そこへ切りかえるまでは、確かに課長のおっしゃるとおりダブルですから、ここがどうするんだという問題で、いつも詰まるんですけども、そこはですね、切りかわって、徐々に切りかえていくことによって、あのもんです。それから家族も大変ですから、家族介護制度、支援制度というものに切りかえ、当町独自に切りかえていく、そして徐々に、そのウエートをかえていけば、かわったときには少し財政が落ちるという結果に、僕はなると感じております。

ただし、介護の方も毎日のことですから、口で言うほど簡単ではありません。ですから、ショ

ートステイだとか、訪問介護だとか、プロのお手もかりて、助けて上げて介護ができるように、よりよい介護ができたらいいなというふうに考えておりますので、確かに課長のおっしゃる財政的にですね、そんなことはなかなかでけへんということなんですが、そこをもう少しですね、新しい産業は起債を起こしてでもやられるわけですから、僕はそういう基本をですね、必ずこの町のあり方というものを洗い直す必要があると私は思っています、そうすると、また、独自に、うちの町の介護制度というものがきらめいてくるわけですから、よその町からも視察にも来ておくれますし、そういったことを考えていただけるように、お願いしたいなというふうに思います。課長、もう一度。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） ぜひ、そういった方向に持っていけたらというふうに、秘めたものはございますが、この間、小牧議員のほうから平均寿命と健康寿命というお話をいただきました。その後、ちょっと調査をさせていただきまして、厚生労働省が発表しております数字でいいますと、これは全国平均でございます。平均寿命が79.55歳、これは男性です。それから女性が86.30歳、健康寿命が男性が70.42歳、それから、女性が73.62歳ということで、男性の場合は約9年間、介護等が必要な状態があると。それから、女性の場合は約13年間、そういった期間があるというふうに厚労省のほうは言うております。

現在、与謝野町のほうでも、そういった試算をしておりますが、まだ、これは十分な数字ではない、暫定値なんですけども、男性の場合が、その平均寿命と健康寿命の差が1.5歳、それから、女性の場合が3.8歳ということで、かなり狭く、ちょっと数字上は出てます。これが、もし本当ならば、すごい理想的な町になつとるなというふうに思いますが、多分、もう少し差はあるだろうというふうに思っています。

何が申し上げたいかといいますと、健康寿命をいかに延ばしていける、そういった、みずからの取り組み、それから地域とのかかわり、それから公的なかかわり、そういったものをどうつくっていくかということが、多田議員がおっしゃってる方向につながっていくのではないかなというふうに思います。

そういった意味で、先ほどから総合事業の関係で、かなりちょっと私、後ろ向きな話の仕方をしてありますが、ここでどうかえていくかという一つのきっかけになるのではないかというように思っております、先ほども紹介しましたように、地域福祉計画等をつくり上げていく中で、個々の考え方や地域の考え方を、今と違う考え方に一定、持っていってもらおうということも必要だと思しますので、そういった取り組みを通しながら、地域で見守っていけるまちづくりというのをつくり上げることが介護費用の低減につながるのではないかというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っています。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 家族支援制度もそうでしょうし、今、課長が言われたこともそうでしょうし、総合的に、やはり町の財政も考えた中で、どう介護をしていくか、そういった、していくかということが大切だろうなというふうに思いますし、私もまた、そうなってくる年齢になってきておりますので、本当に、そういったことが必要かなというふうに思います。

それから、課長の話が聞かれ、また、私が今、申し上げたことを聞かれて、町長は今後の介護

のあり方、町のあり方、どのように考えておられますか。産業も大切なんです、介護も大切だ
という意味でお答えください。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほどからの議論を聞いておりまして、さまざま思うことがございました。前任
の太田町長のもとで、福祉のまちづくりということで、非常に住民、そして、民間の事業所の皆
様方とともに福祉のまちづくりが着実に進められてきたのではないかなというふうに私自身も思
っております。そうした中で介護分野、そして、医療分野におきましては、自分たちの体を健康
であり続けるためには、どのような取り組みをしていかなければならないのかということについ
て、より積極的に取り組みを進める段階に入ってきているのではないかなというふうに考えてお
ります。

そうした中で、私自身は地域密着型の福祉政策を実現していこうということで、今現在、当町
における福祉、そして、医療の大きな課題といたしましては、人材の育成があるだろうという観
点から、今回の当初予算、あるいは、補正予算におきましても、そうした観点からの施策を盛り
込んでいるつもりでございます。そうした中で、先ほど平均寿命と健康寿命のお話がありました。
この与謝野町で暮らす全ての人が常に健康であり続けるためには、どのような観点に立った
施策を行うべきなのかということについて、常に議論をしてみたい。そして、施策を講じて
いきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、当町における福祉の政策、あるいは
医療の政策がきらりと光るものであり続けるために、努力をしてみたい所存でございます。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） ぜひとも、全てのことを考えながら、財政にも勘案できるような政治をやってい
ただきたいというふうにお願ひしまして、質問を終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第36号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第36号 平成27年度与謝野町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決す
ることに決定しました。

ここで3時まで休憩します。

（休憩 午後 2時47分）

（再開 午後 3時01分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第7 議案第37号 平成27年度与謝野町土地取得特別会計予算を議題とします。本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。これより、議案第37号を採決します。本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第37号 平成27年度与謝野町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第38号 平成27年度与謝野町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、国民健康保険特別会計の質疑を始めたいと思います。

まず初めに、冒頭からですが、昨年未の総選挙で得票を減らしながら小選挙区制に助けられて、多数の議席を得て暴走を続ける安倍政権ですけれども、医療介護の改悪についても、メジロ押しで暴走を続けています。ことしの通常国会では、保険料のさらなる上昇につながるものが懸念されている、いわゆる都道府県単位化がねらわれています。これは今回は、きっと時間がないので送りますけれども、1点目の質問は、一つは国保税の所得に対する割合ですね、この点をちょっと調べましたので、皆さんに、理事者の皆さんに見解を聞きたいと思っています。

現在、全国の国保税の所得に対する割合は、年々上昇を続けています。例を挙げますと、中小企業が加入する北海道の商工団体連合会の事務局長は、このように述べています。北海道札幌市の場合、国保加入者の平均所得は100万円を下回っているのに、国保税の負担は、その2割を超えているということを語っています。2001年時点では、所得に対する負担率は、負担率ですよ、7.75%でしたけれども、2010年では、その割合が約10%に、3割もはね上がっています。

本町の場合ですね、課長にお伺いしたいんですが、どうなっているのかという点をお伺いしたいと思っています。

議長(今田博文) 前田保健課長。

保健課長(前田昌一) お答えします。2001年時点は、ちょっと資料はもうございませんので、不明ですが、2010年時点ですと、与謝野町では16.28%、現在は19.02%でございます。

16.28%と19.02%。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう一度、お世話になれますか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 2010年、平成22年は16.28%、それから現在が19.02%でございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。もう1点はですね、全国で、こういう事態の中で滞納も非常にふえてきているわけですが、大きな負担になって。売掛金や預金の差し押さえというのが大きな問題になっています。過酷な取り立てが保険加入者を苦しめているということで、北海道石狩市ですが、左官業を営む男性がですね、不況で収入が減って2007年から2年間の国保料を滞納せざるを得ませんでした。市に相談したんですが、分納をしていくということでありましたが、当年度分もなかなか納めるのが大変で、こういう状況が続いて2013年預金口座に振り込まれた売上金、41万円を市に差し押さえられました。いわゆる、さきに述べた北海道の商工団体連合会なんですが、そのところには、こういうふうな意見が寄せられているということです。

振り込まれた途端に年金が全額差し押さえられたと、これは北見や、それから滝川の市です。生命保険を解約して、国保料に充当されたという、これは函館です。こういう深刻な事例が多数寄せられているという話が出ています。

自治体職員も非常に大変な状況におかれてましてね、営業や暮らしに必要な金まで差し押さえる例が相次いでいるということなんです。これは連合会の事務局次長の方がおっしゃっているんですけども、自治体がやるべきことではないんじゃないかということに怒っておられるということです。本来、生活や営業の継続に必要な財産の差し押さえは基本的に違法です。その連合会事務局長です、この方は、この方は、こう言っています。

住民が困ったときに相談できる、頼りになるところが自治体の職員のはずだと、ところが逆に住民の命を脅かす存在になっていると思われる事例が多々あるというふうに言っています。実は、自治体の職員もですね、国保料が高過ぎることが十分にわかっていると語っているのが、私どもが、この資料に出ている方なんですが、神奈川県のある労働組合の方です、この方が言っていますが、国保のですね、国保課の窓口は自治体の職員がもともと行きたがらない部署の一つになっていると。配属されても、みんな異動希望を出すために経験が蓄積されず、新規採用の職員が担当になることも多い。国保料の算定方式や減免の仕組みなど、制度を理解するだけでも大変な上に、住民の不況と職務遂行のはざままで、職員は疲弊しているのが現状だというふうにおっしゃっておられました。

そこですね、お伺いしたいと思っているのは、保健課長と税務課長にお伺いしたいと思っているんですけども、こうした行政側の対応や現場では、全国各地で起こっていることを僕は知っているわけですが、このことについて、どのようにお考えなのか、一般論になりますがお答え願えたらと思っています。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。滞納者の対応につきましては、京都府では地方税機構のほうにお

世話になっておりますが、悪質な滞納の方については、まことに申しわけないんですが、毅然とした態度で厳しく対応をしていただいております。

ただ、払いたいのにお払いできないといったような方につきましては、生活状況を見まして生活を脅かすようなことがあれば、執行停止など、丁寧な対応をしていただいております。

議長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） ただいまの伊藤議員からの質問でございますが、私は税機構のほうからいろんな情報等ももらってお聞きしている範囲のことでございますが、基本的には、先ほど前田保健課長が言いましたように、その滞納者の方の状況、生活状況等を十分勘案して、対応をしていただいております。

今、紹介のありましたような、厳しいといいますが、対応があるというふうなことでございますが、それから売掛金や給与の差し押さえは、本来できないということをおっしゃいましたけども、これは法律に基づいて生活できる範囲のものを除いた分は売掛金、それから給与についても一定額は差し押さえできることになっております。

いずれにしても、その方、その方の生活状況、収入状況等を十分把握した上で丁寧に、適切に対応をしていただいております。差し押さえとかにつきましては、当然、その方の財産等を調査した上で、必要な給与とか土地等を差し押さえするわけですが、そのことによって生活ができないというふうなことまでの差し押さえ等はやっておりませんし、そのことによって少しでも税金が、滞納が解消されるということで、そのあたりは逆にしっかりした調査を行った上で、どうしても滞納額が払えないというような場合は執行停止という形で、今年度も、かなりの額の執行停止、それから、やがて不納欠損という形になるわけですが、そういった形で、ただただ厳しく取り締まるというわけではなくて、その方の生活に応じた、生活再建を目指した取り組みの一環としての差し押さえ等の処分を、そういった性格もあるということで、きちっとした対応はしていただいております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、私が気持ちとしてあったのは、この町の現場ではですね、職員はどうなんだろうと、この辺の声が聞かせていただきたかったと、後でも結構ですからお願いできたらと思っています。

次にですね、なぜ、払えないほどの国保料が上がっているのかという、この問題です。立教大学の、いわゆる福祉学科の芝田教授というのがおいでるんですが、この方は、現行の制度のもとでは保険料は必要な医療費を加入者に割り振る、こういう仕組みになっているというふうに指摘しています。そこで、いうならあれですね、国保税がですね、国保税額の算定、それから、決められ方ですね、国からの支援額や、その比率、金額、それから、町民の負担額、その比率、そして、この数年間の一般会計からの繰入金、法定分と法定外も分けて、わかればと思っています。そして、町民が負担する町の平均割、平等割、均等割、資産割、所得割ですね、会計として収支の状況などを詳しく回答願えたらと思っています。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。非常にたくさんのご質問いただきましたので、もし漏れておりましたら、また、指摘をしてやっていただきたいと思います。

まず、最初に町の平等割、均等割、資産割、所得割の状況でございます。国保税につきましては、平成25年から据え置いておりまして、所得割、国保税そのものが医療費にかかる部分と、それから介護保険のほうに行く部分と、後期高齢者医療のほうに行く部分とがございまして、医療費の部分でいきますと、所得割が6.3%、それから資産割が26.2%、均等割が2万1,000円、平等割が1万8,400円、ただ、介護保険の部分に行く部分としまして、所得割が1.7%、それから資産割が9.1%、均等割が8,300円、平等割が4,700円、それから、後期高齢のほうに行く部分としまして、所得割が2.1%、資産割が9.1%、均等割が3万6,400円、済みません、7,100円です。それから、平等割が6,200円でございます。

国からの支援額との比率ということでございますが、国保の運営につきましては、財政の大きな形として、費用額の50%を国・府の補助金、それから残りの50%を国保税等で賄うというルールでございます。国の負担割合ということですが、実際には府の補助金の中に国の負担があったり、また、各種交付金の中にも国庫負担が含まれているということもあり、それから、地方交付税でも一定算定がされているという部分がありまして、現実、与謝野町の国保における国の負担割合が、どれだけかということにつきましては、算定し切れないという部分がございます。ちょっとその辺につきましては、ご回答が難しいかなと思っております。

それから、町民負担額、今のところで町民の負担ということを国保税額として考えた場合ですが、平成25年度の決算ベースでいえば、国保の収入における国保税の割合が、国保全体の中の国保税額が19.98%、約20%ほどございますので、国保運営にかかる直接的な町民負担は2割程度というふうに言えるんじゃないかと考えております。以上です。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、ご答弁いただいて、大変申しわけないです。前日から含めて調査していただきました。時間がありませんから、要点だけ述べて、ほかの課題に、広域化問題もちょっと触れたかったんですが、ありません。

2012年の厚生省の調査によりますと、国保加入者の実に43.4%が無職なんです。43.4%です、無職。所得なしは28.8%、約3割、所得200万円以下、これらを合わせると、全体で78.6%というふうになっているのが一つの側面です。ですから、国保会計がいかに大変な会計かということが想定できる。今、国からの、時間がありませんから簡単に言います。国からの補助はどれだけあるかと、支援は幾らあるかという話に対して、今、課長が説明してもらいましたが、1984年に、おおむね5割あった、この国庫支出金が、現在はおおむね、今言うた、いろいろな種類があるんですけども、4分の1、25%にまで減らされている。だから、もう必然的にね、国保はどんどん上からざるを得ない仕組みなんです。ここが問題なんです。

町長、大体、そういう話ですから、町長の国保に対するお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 国保に関する議論といたしますのは、非常に多岐にわたる視点の中で、これまで蓄積がされてきたというふうに考えております。そういった中で、国保を健全に運営していくため

には、どのような視点が必要なのかということについては、これまでの議論、あるいはデータを検証していくということが、まず、必要であろうというように思います。

その上に立ち改善策、あるいは改善していくために、今、どういう回路で国、あるいは、それぞれの自治体で議論をしなければならないのではないかなということを感じる次第でございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の点で言うとね、打開策は、私は圧倒的多くの研究者たちは、大学の研究者たちが言っているのは、国の、いわゆる支援額を元に戻さない限り、広域化しても解決しないと、こういうことを指摘しています。それは、この間の知事会の中でも、席の中でも、その話が出ています。終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

安達議員。

5 番（安達種雄） 大きな声でお話しします。昨年の6月議会でしたか、総務課長から答弁いただいておりますが、町内随所に配置しておられますAED、これの設置場所について、4カ所、きょう現在、今年度、設置してもらったということですが、当時、お願いしておりました野田川のグラウンドの倉庫においては、非常に外からよく見えるところに案内板が設置してあり、それで、ああいう形で目につきやすいところに案内板を張りつけてほしいということを要望しておきました。それはそれでいいんですが、次に同じような問題で保健課長に伺います。

昨年、与謝野町の町内で、ドクターヘリの利用は何回、その機会があったでしょうか。掌握できておりましたら、お願いします。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。済みません。資料については、最新版が平成25年度実績ということしかありませんので、それでご勘弁いただきたいと思えます。

ドクターヘリの総出動件数、京都府におきましては205件、それから、兵庫県が1,144件、鳥取が73件でして、与謝野町というくくりではちょっと資料がございませんでして、丹後圏域ですと136回出動ということ、キャンセルも含んでますけども、136回出動しているということでございます。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） やはりかなりの回数が出動ということで、多くの方の人命が救われとるわけですが、与謝野町内だけのことをお伺いするわけですが、これのドクターヘリの発着場ですね、これはあえて、どこかに指定されたものがあるのか、それとも、主に救急隊からの要請か、もしくは医療機関からの要請がほとんどだと思えますが、発着場についての確認をしておきたいんです。これについては、指定された場所があるのか、ないのか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。ランデブーポイントと呼んでますが、このドクターヘリが開始されるときに消防の機関から、このドクターヘリを運航しています豊岡病院等と協議しまして、与謝野町内であれば小中学校のグラウンドが全てなっております。それから、町民グラウンドですね、町内に3カ所ある。それから北部医療センターもなっております。主に全て公共施設ばかり、広い敷地を全部あてがっております。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） こういった情報が、なかなか町民の間では周知されていないので、こんなことをいつも頭に置きながらグラウンドを使っとる機会がなかるうかと思いますが、それでも、やはり例え公共施設ばかりであろうとも、また、機会がありましたら、町民の間にも、この辺のところを周知していただいていたほうがいいのではなかるうかと思いますが、それについていかがですか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。これを公表するのが逆によくない場合もあり得るのかなと、言い方は悪いんですが、悪さをされると、そこが発着ができなくなってしまうということもありますので、その辺は消防のほうと協議したいと思います。

現実、ただ、そこで、例えばソフトボールや野球をされてた場合に、そこにおりんなんという場合が起きたときには、必ず消防のほう事前に連絡をとって、今から飛んでくるので、あけてほしいという連絡を入れますので、その辺の、実際に使われていても、対応は何とかなるとは思っております。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） いろいろとメリット、デメリットがあるようではありますが、また、関係者とも協議していただきまして、必要であればそういったことも、開示もしていただきたらと思います。終わります。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、国保特別会計について2、3点質問したいと思っております。

まず、課長が、国保は専門なわけですが、若干幅が広がるとるかもわからんですけど、この平成27年からね、ことし1月から高額療養費の制度が変更になりましたね、これ後ほどお答えいただいたらいいんですが、医療改革がですね、ことしから2年ほどの間にかなり進むということになっていると思うんですけどね、そうしたことの中で、まず一番大きなことは総報酬制の導入ですね、国保にはかかわりがあるかどうかかわらんですけども、そういったことを含めて、この医療改革がですね、ここ1、2年に起こる、このことと、それから、先ほど言いました高額療養費が1月から変更になったと、そのこのところをお願いできませんか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。高額療養費の変更点でございます。70歳未満の方につきましては、今まで4段階でございました。これが5段階、所得に応じて5段階に変更になっております。今まで3段階でした、失礼しました。3段階で、今まで一般的な所得の方でしたら8万100円を超える分が高額療養費、それから上位所得者、基礎控除後の総所得金額が600万円以上の方ですね、この方につきましては、15万円を超える分が高額療養費に該当、それから、住民税非課税世帯、いわゆる低所得者の方ですが、この場合が3万5,400円を超える分が高額療養費に該当するというものでございました。それが5段階にかわりまして、所得階層が210万円から600万円以下の方につきましては8万100円を超える部分と、それから医療費の総額が26万7,000円を超えた場合は、その1%を足したものをを超える分が高額療養費になります。それから、所得210万円以下の方につきましては5万7,600円を超える分が高額療養費

になります。それから、住民税非課税世帯につきましては、これまでと同額の3万5,400円が高額療養費の対象になります。それから、上位所得者、高額所得者の方ですが、総所得が901万円を超える方につきましては25万2,600円プラス医療費が84万2,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を足した部分が高額療養費の対象になる。

それから、所得が600万円から901万円までの方については16万7,400円と、それから医療費が55万8,000円を超えた部分の1%を足しものが高額療養費になるということでございます。

それから、70歳以上74歳までの方ですが、この方につきましては、済みません。70歳から74歳は、ちょっと資料を持ち合わせておりません。済みません、もう一つの質問がちょっと聞き取りにくかったので、もう一度おっしゃっていただけると。

14番(勢旗 毅) 総報酬制です。

議長(今田博文) 前田保健課長。

保健課長(前田昌一) 済みません。総報酬制、これ後期高齢者のほうに行く、社会保険の方の保険料にかかる部分なんですけど、今現在、社会保険に加入の方の保険料の中で、後期高齢者医療に行く保険料につきましては、加入者割合と所得割合に応じて保険料が決まっております。その部分が、社会保険に加入の方につきましては、全て収入総額というんですか、報酬に応じて保険料がかわるということになるようでございます。

特に、そうなった場合につきまして、いわゆる中小企業の方が加入されております協会健保という社会保険がございます。その部分については、国庫負担が入っております、総報酬割にしますと、後期高齢者のほうに持っていく保険料がふえるという見込みを国は立てておりまして、国庫負担が減らせると、その減った国庫負担を国保のほうに持っていきこうという考えを国のほうは持っておられるということでございます。

議長(今田博文) 勢旗議員。

14番(勢旗 毅) それでは、課長、申しわけありません。国保にかえりまして、もう1点だけ、高額療養費のことで、いわゆる限度額認定証をですね、この関係について、これを病院に出しておけば心配せんでもいいんですけど、ここのところをちょっとお願いします。

議長(今田博文) 前田保健課長。

保健課長(前田昌一) お答えします。限度額認定証につきましては、今までですと、病院に入院等をされて高額な医療費がかかられた場合には、一旦全額をお支払いいただいて、後から申請によって町のほうからお返しをするということでしたが、限度額認定証を何年前でしたか、忘れましたが、今、発行しております、事前に入院されるのがわかっておれば、申請していただいて、町のほうから、それを受け取っていただいて、病院の窓口のほうに出していただきますと、もう自己負担額、普通、前のケースですと8万100円ですね、だけ払っていただいて、高額の部分につきましては、一旦、立てかえずに、もうそのまま帰っていただくと、その部分については、町のほうから直接病院のほうにお支払いをするという制度でございます。

議長(今田博文) 勢旗議員。

14番(勢旗 毅) 課長、毎年この新年度予算のときね、毎年だったかどうか言うところなんですが、いわゆる、その一部負担金の関係ですね、これをですね、実際、毎年、決算でもほとんど執行がな

いということできとるわけですが、一つには課長のほうで、内規で実際の運用を定めておるということを知っているんですが、これはですね、もう少し、どなたかの発言では、この町もどうにもからんほど所得が低いということでございますんで、しかし実際には、こういうことが、実際使われていないというね、この面では、私は、やはり担当課としても、もっとこの面を強調してPRをしていただく必要があるんじゃないかと思っておりますけど、そこはどうでしょうね、この一部負担金の減免について。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。一部負担金の減免につきましては、これまでも実績がございます。私が担当になってからも1件ありましたし、それから、平成25年度でしたですかね、一応、申請のご相談がありまして、減免の段どりをしとったんですが、もう払うということで、払ってきたということで取り下げられた方もございました。この件につきましては、広報等でも出しておりますので、また、そういうご相談があれば、相談に乗っていきたいと思います。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、課長、いよいよ府県での一本化が、これから具体的なスケジュールに入ると思うんですが、その前に、今、大変な努力をしていただいていることにレセプト点検があると思うんですが、この実情と、いわゆる、今度は一本化したときに、こういったことは今まで積み上げてきた努力というものが生きるのかどうか、そこら辺のところをお願いします。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時41分）

（再開 午後 3時42分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。レセプト点検につきましては、最新の資料が平成26年4月までの、平成25年5月から平成26年4月までの1年間の資料しかございませんが、合計で1,563件、金額にしますと253万9,107円の実績がございます。これが査定でおちた額ということです。それから送り返した分ですね、送り返して返ってこなかった分が30件ありまして、それが175万6,477円でございます。

今後、広域化の議論がされていって、平成30年から広域化という目標はございますが、レセプト点検は、これまでと同じように連合会のほうで一次点検、二次点検につきましては、どのようになるかわからんんですけども、想像としては、これまでどおり、同じように連合会に委託して二次点検を行っていくもんだと思っておりますんで、これまでと変わらず、これぐらいの金額は上がってくるのかなと思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、最後にもう1点だけですね、健康健診を大変お世話になってるわけですが、特に、この工場保健会が入ってからね、非常に私は、皆、診てもらいやすくなったんじゃないかと思っておりますが、この中で、ここで何かチェックにかかった人とですね、現在の国保の被保険者のレセプトとのですね、家族の中での突合といいますか、その世帯の病歴といいますか、状況というのはですね、これは保健師さんのほうで指導をいただくか、あるいはチェッ

クをいただいておりますと、こういうふうに理解したらよろしいですか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。昔でしたら、健診を受けて結果を返して、ぐあいの悪いは、そのまま病院に行ってくださいというような形でしたんですが、今、特定保健指導といいまして、健診が終わった後、保健師のほうが一人ずつ、結果返しということで、そこで指導をしながら結果を返すということを行っております。特に、今、言われてます糖尿病とかの生活習慣病を何とかしようということで、保健師のほうできばって指導のほうをさせていただいております。

レセプトの突合というところに関しましては、今はまだ、試行段階でございますが、勢旗議員よくご存じの国保中央会のほうで国保データベースというシステムを今、開発中ございまして、昨年度ですか、サンプルデータということで資料を出していただいた結果によりますと、与謝野町の場合、特定検診を受けられている方と、受けられていない方の生活習慣病の医療費が2.5倍の開きがあると。特定検診を受けられた方は4分の1で済んでいるという結果が出ております。今後も特定検診、特定保健指導を重点的に行っていきたいと、担当課では思っております。

14番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

和田議員。

2番（和田裕之） それでは、国保会計について少しだけ伺います。

まず、医療分野といいますか、保健課のほうにおいては、先ほどからお話がありますとおり、健康診断であったりとか、予防接種であったり、こういった情報がですね、今からいいますマイナンバーですね、この制度で利用されると、するような動きで今、国のほうでも見解を出しておるところであります。

ご承知のとおり、10月から本格実施に向けて準備が進んでいるという理解をしているんですが、これ国民一人一人の社会保障の利用状況であったり、保険料、そして、税の納付状況、これを国が一体で管理するというもんだというふうに思っております。社会保障の抑制であったり削減、こういった効率的に進めることがねらいですね、この部分のねらいだというふうに聞いておりますが、2月16日の政府の発表では、この利用範囲を示し、銀行の預金口座であったり、税務調査などに活用するだけでなく、医療分野の利用、これも始めていくというふうに言われています。この一つの柱として、先ほどの預金口座へのマイナンバーの付与、そして、一人一人の持つ複数の銀行口座を名寄せできるようにする。そして、ペイ封じの預金の払い戻しに役立つほか、生活保護を受けている人や、社会保険料の未納者の資金力の調査、そして、税務調査の効率を高めるねらいであるというふうに言われております。そして、今、言っております第二の柱として、この医療分野で活用の範囲、これを広げていくということが目的であるというふうにされています。

今後ですね、現行法で認められている保健課の分野では、どの程度の利用範囲であったり、内容で実施をされていくものなのか、その点のところを、わかる範囲でお教えいただけたらと思います。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。まだ、その辺の具体的な情報が、京都府のほから我々のほうには来ておりませんので、想像ですが、国保、社保との医療の連携、特に今ですと、よく社会保険に入られて、もうそのまま手続が終わっているもんだということで、国保がそのままなると二重加入になつとるケース等がございます。その辺がうまいこと連携していけるんかなというふうには想像はしております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 先般のですね、日本経済新聞にも載っていたとおりですね、政府が16日に発表したということで、日本医師会の反発等もあって、乳幼児が受けた予防接種であったり、そして成人のメタボ検診、この一部の医療情報への不安、これを可能にするというふうにされており、病院での診察記録全般に活用できれば医療費の削減にもつながると、こういった政府の見解であるようですが、やはり慎重論が根強いので、今後は、一部にとどめられていくんじゃないかというふうには言われております。

そこで、先ほど課長がおっしゃったとおり、このマイナンバー制度、12ケタの数字を知らせる、通知カードというものがですね、ことしの10月から住民票を持っている方に郵送するというふうになっており、政府は自治体であったり企業、企業に準備を急がせているという、こういう状況でありますけれども、国民の多くは、このマイナンバー制度というのを知っていないというのが現状であるというふうに言われており、これは内閣府の2月公表の世論調査でも、このマイナンバー制度の内容を知っているというふうに答えた方は28%であり、国民は、むしろこのマイナンバー制度自体にも不安を抱えているということで、調査の中でもやはり多いのがプライバシーの侵害のおそれがあると答えられた方が32.6%、そして個人情報、不正利用被害、これの心配が32.3%、次に国の監視のおそれを心配されるという方が18.2%と、多くの国民の皆さんの心配であったり、不安を抱いているという状況であり、今後、やはりこういったマイナンバー制度がですね、医療分野でも使われていくというか、利用されると言われている中で、多くの国民が心配している中で、今後、やはり十分な情報提供と慎重に対応していただきたいというふうに思いますが、その点のところいかがでしょうか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。個人情報、当然、慎重に取り扱わなければいけないとは思っております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 以上で、質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第38号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第38号 平成27年度与謝野町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第39号 平成27年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第39号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第39号 平成27年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第40号 平成27年度与謝野町財産区特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第40号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第40号 平成27年度与謝野町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第41号 平成27年度与謝野町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第41号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第41号 平成27年度与謝野町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第46号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

江原議員。

6番(江原英樹) 今回の不祥事に対する有機施設について、お尋ねをいたします。

これについては、町長並びに副町長の減給等の件をはじめとして、根本的な解決をしなければならないと思います。

まず、課長にお尋ねをしますが、平成19年に施設の直営移行に伴い与謝野町の臨時職員として採用しました。そのときに、ここに、原因に書いてあります加悦総合振興との連絡調整の不徹底、平成19年に既に直営にしたにもかかわらず、加悦総合振興とはどうかかわりがあったのかを説明いただきたい。

議長(今田博文) 井上農林課長。

農林課長(井上雅之) 平成19年に直営に移行しております。これはそれまでは、製造から運営、施設の運営、また代金収納、在庫管理等全てを加悦総合振興有限会社に委託をしておりましたが、その部分から運営業務全体を、まず与謝野町がするということを決めまして、臨時職員を与謝野町の職員として継続して採用したということでございます。

設備が特殊なものでございますので、やはりその運転の継承という点で、その部分を加悦総合振興有限会社をお願いをするという意味もありまして、代金収納業務と在庫管理の部分部分を部分委託ということで、引き続きお願いをしたという経過でございます。

議長(今田博文) 江原議員。

6番(江原英樹) この不祥事を、このままの体制で肥料の施設をやっていると、また、いつこういったことが起きるかわかりません。あの現場を見てもらったらわかるように、加悦奥の奥の方に1戸、施設があります。とても行政のほうで管理をするということは難しいと、そこで、副町長にお尋ねしますが、その対策として指定管理の検討、あるいは職員体制の強化と書いてあります

が、私はこの際、この施設をしっかりとしたものにするのには、やはり新しく管理体制を見直すと。それには、現在行われております第三セクター、いわゆる加悦総合振興、あるいはタンゴフロンティアですね、こういったものも含めてしっかりと見詰め直す必要があると思います。

なぜならば、今、商工観光課は道の駅エリアを中心として、多くのプロジェクトを抱えております。私もずっとまちづくりをしてきた中で、多くの先生方を呼んで学習をしてきました。こない環境のある、いわゆる二つも酒蔵がある。あるいはリフレがあり、江山文庫があり、工芸の里があり、そうして多くの農業法人がある、こんな魅力のあるところを、何でほっとくのかなということを学習をしてまいりました。

特に、こんなわくわくとする魅力のあるところはあるだろうか。私はこの際、しっかりと、これを成功させるためにも管理者制度、第三セクターについて、今、見直す必要があると思いますが、副町長のご意見を聞きたいと思います。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えいたします。この件につきましては、昨日も答弁をさせていただいたかというふうに思っておりますが、ご承知のように現在、道の駅周辺につきましては、今の道の駅だけにとどまらず、周辺の施設も巻き込みました新たなリニューアルといいますが、方向性を見出すべく、ワークショップを立ち上げたところでございます。その中には、当然、今、お世話になってます第三セクターのタンゴフロンティアも、その中に入っていたいておりますので、これは、今後、変わっていく中のいいチャンスになるのではないかなというふうに思っています。ですから、その議論の中で、どういう結論が導き出されるかは別としまして、議員がおっしゃるよう一つの大きなチャンスではないかなという意識を持っております。

それから、もう1点のほうの加悦総合振興につきましては、今回の肥料の関係のしょっぱなは、そういう加悦総合振興という第三セクターに指定管理をお世話になってましたので、そういう話になるんですけども、現在、平成25年以降は町の直営ということになってますので、この総合振興は切り離して考えさせてはいただきたいとは思いますが、今回の、この議案の関係とは。

きのう申し上げましたように、やはり今のスタイルではなかなか加悦総合も大変だろうなと思います。やはり世代交代といいますが、総合振興が続くとしても、やはり世代の交代は免れないだろうなという思いがありますので、その辺は今後、会社のほうとも話を進めながら、どういった方策がいいのか、十分協議をしていく条件にはなっているというふうには思っております。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 今、申しましたように、この道の駅を中心とする観光振興、この平成27年度予算を、多くの事業を立ち上げていく中で、二人の課長の進退を問うというようなきつい政策、いわゆる不透明感のある事業をたくさん抱えました。しかし、この道の駅を中心とする、一つの観光、あるいは収益を上げる政策は、私は一番可能であるというふうに思います。本予算の大詰めにまいりました。この施策が成功するかどうか、それが一つの大きな将来の鍵になると思います。

ぜひ、この施策がトップランナーとして、ホップ、ビールづくりは2年、3年かかるでしょう。また、阿蘇シーについても、まだまだこれからの問題です。

町長は、この年の予算を、躍動する年、うねりを生み出す年と申しました。ぜひこれを境に、これを契機に、あのエリアが発展することを期待して、質問を終わりたいと思いますが、最後に、町長のご意見を聞きたいと思います。

議 長（今田博文） 江原議員、これ今の議題と、すってんばってん、かけ離れておりますので、答弁はできません。

江原議員。

6 番（江原英樹） 実は、この不祥事を機会に、一つの大きなチャンスとして町の行政が立ち直るといのは、私は一つのきっかけだと思います。そういった点で、ぜひとも、このプロジェクトを、いわゆる肥料の施設をしっかりと改革することによって多くの施設や、あるいは第三セクターが動き出すというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員。

9 番（宮崎有平） それでは、質問させていただきます。

この肥料窃取事業の不祥事、これにつきましては、私もよくわからないんですね。どうしてこういうことが、また、出てくるのか。事件が起きたのかわからないですね。これは本人の事情聴取というのはしておられるんですね、こういったことを本人は言っておられるのか、ちょっと聞かせてください。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 肥料の供給制限をいたしております。その供給制限をしておるにもかかわらず、肥料が運送会社のトラックで出ていったという事実が判明いたしましたので、そのことについて直ちに、その臨時職員の中の一番統括をしておる立場の職員に対して、事情を聞き、職員から、その事実を確認したということでございます。その事情を聞く中におきまして、過去にもあったということと、町内において、ほかにあったということを知りましたので、町のほうで、その裏づけの調査をしたということでございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 私は、これは行政のほうの管理体制が非常に悪いと、私は思います。

ほかに、加悦中学校の収賄事件等もあります。あれ以後、この職員の倫理規定というものももっと厳しくなると思うんですけども、これは5年前からやっておられるということのような説明を聞きまして、その話はあるんかと思っておりますけども、あれ以後、加悦中学校以後、どのような倫理規定を設けてされたのか、ちょっと教えてください。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをします。加悦中学校の事件が平成24年度だったと思うんですけども、それに限らず公務員の倫理の関係につきましては、常に法令遵守というのが、まず第一優先されるということは、職員のほうにも十分徹底を図り、職員も、そのことは十分理解をしているというふうに思っております。

ただ、その中でも、こういったことが起きるといことは、不十分さといえますか、もう少し徹底を図る必要がある。とりわけ、今定例会で、この4月から一般非常勤職員の方につきましては

も、条例で明記をさせていただくということになりますので、やはり採用の折には、そういった点も十分周知をしていくということは必要だというふうに思っております。

与謝野町といたしましても、そういった事案が仮に発生しましたときには、懲戒処分のガイドラインと申しますか、指針というのがございますので、これが平成23年でしたか、平成23年に制定をいたしております。

制定のときには、総務課のほうから各職員には、こういったガイドラインと申しますか、懲戒処分に関する指針を制定したということをお知らせをしておりますが、それ以降、正式にはお知らせというはしてないと思っておりますので、改めて、その辺の周知も、この際すべきかなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今回、懲戒処分という重い処分をされたわけですけども、今回、名前が公表されておられません。前のときは、加悦中のときは公表されましたし、今回、なぜ公表されないのか、教えていただけますか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをいたします。先ほど言いましたように、この懲戒処分に関する指針というものがございます。それに照らし合わせまして、処分を決めていくわけですけども、今回の場合は懲戒処分ということになってます。懲戒処分になりますと、本来は年齢ですとか、氏名ですとかを公表するということになっておるんですけども、いろんな社会、公表することによって、いわば例外規定として、公表しないことができるという例外規定も一つその中に入っております。

今回、私どもが理事者、総務課長も含めまして、担当課も含めて協議をした中で、やはり本人が非常に反省をして、全額弁済を果たしたということと、やはりこの間、この肥料の製造を一手に、その方が責任を持ってやってきていただいたというふうなこともあり、また、懲戒免職処分ということで、一定、その日から収入が途絶えるといいますが、社会的制裁を受けられたということ。それから、うちの弁護士とも、その辺のことも、氏名の公表については相談をさせていただく中で、弁護士の見解としては、公表はしないほうがいだろうというふうなこともいただきましたので、最終的に与謝野町として、氏名は公表しないという結論に至りました。

ただ、その後、いろいろな町民の皆様からも、私、いろいろと意見を頂戴いたしております、やはり透明性の確保という面ではガイドラインというのは、うちのホームページでも公表はしておるんですけど、なかなかそこにヒットするのが難しいようでして、私もちょっと見てみましたが、町のホームページでも出てくるというか、格好になってます。ですから、今後は、それを、基準を例えばもう少し明確にするというふうなことも含めて、再検討をする必要があるかなということで、今後はあまりケースによって余りぶれないように、こうなったらこうするというふうな一定の線引きを見直すといいますが、それが必要だなということをお個人としては感じておりますので、今後、そういうふうにしていきたいなというふうには思っております。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 全額弁済されたというふうに今おっしゃいましたが、その金額というのは正しいんですか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 金額につきまして、また、担当課長のほうから補足もしていただいたらいいと思うんですけども、この件も弁護士に相談をさせていただいて、まず、額の確定をするのが先決だということで、本人の事情聴取から、いろいろな伝票関係とか、それから運送屋の配送の伝票関係、お金が入っている、入っていないの確認ではなくて、発送した時点といたしますか、肥料を動かした、そのことで、もう確定したらいいということでしたので、その辺は本人とのヒアリングなり事情聴取なり、それから諸伝票といたしますか、発送伝票等を町のほうで、一定確認できるものは全て確認させていただいて、それで額を確定したということでございますので、その辺も弁護士とも指導を仰ぎながら、確定をしたということございまして、その額が正しいというふうに我々は思っております。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） その辺の金額の点については、私はよくわかりませんので。

それとですね、やはりこういったことは起きては困るんですけども、こういったことの予防対策等が非常に大事なかなと思いますが、今、考えられる予防対策、どのようなことを考えられますか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 今回のケースにつきましては、やはり在庫管理の不徹底といたしますか、難しさ、肥料ですので、なかなか在庫の管理、原材料イコール成果品ということになりませんので、なかなかその辺は在庫管理は難しいとは言いつつも、やはりどこか手落ちがあったんだろうなというふうなことを思ってます、その辺では、やはり現場と担当課との意思の疎通、これは非常に必要だということなんです、離れてますけども、今、一つ考えられるのは、例えば現場の、今はパソコンとの、そのあれができていないわけです、情報のやりとりができてない状態ですので、その辺で現場の在庫管理の様子が、例えば農林課のほうで一目瞭然で見れるような、そういった体制づくりも必要だというふうに、まずは、在庫管理を徹底するというのが、まずは第一義だろうなというふうに思ってますし。

それから、やはり職員体制というの、これはどういった形になるかはわかりませんが、やっぱり見直しが必要なんかなというふうに思います。これは、今後の、また、原課とも協議をしていくことになると思いますけども、正職になるのか臨時になるのかは別としまして、もう少しその現場が、ゆっくりと言ったらおかしいんですけども、表現が。余裕を持って動けるような体制が必要ではないかというふうなことを今は考えているということで、今後、早急に、その辺は詰めていかなければならないというふうに思っています。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 私はね、その体制をつくっていただくんですけども、やはり人ですから、やはりいろんな形をつくったとしても、その人個人の人間性やらモラルやらということが大きく作用するのかなというふうに私は思っております。

倫理規定を厳しくするとかいうふうなこともあるんですけども、私ね、ちょっとよその町がちょっとどういうことをしておるのか、ちょっと調べてみたんですが、職員の行動指針なんていうものを六つの方針として書いたものを職場に置いたりしとるようです。それを読み上げたりしたりしとるそうです。そんなことはご存じかもわかりませんが、あとはこういった、この行動

指針というふうなものを名刺の大きさにして、全員が持つと。いつでも見れるところにある。この行動指針というのは、まず、読み上げさせていただきますと、方針1、これは伊賀市の職員の行動指針ということのようです。

方針1、まず市民として考える。市民目線、市民感覚を大切に、地域社会の現場で何が起きているのか、市民がどのように考えているのかを常に意識します。

方針2、目的や成果を常に意識する。自分たちの仕事の目的が何なのか、市民にとって成果は何なのかを常に確認します。

方針3、適切なプロセスを踏まえる。仕事に関する市民や団体等としっかりと向き合い、熟議を通じた合意形成や検討を行います。

方針4、職員力と組織力の向上。職員一人一人が資質向上に努め、モチベーションを高めるとともに、職員間のコミュニケーションを活発化することで組織力を向上させます。

方針5、恒常的な改善・改革の取り組み。社会情勢等の変化を的確に捉え、広い視野を持って常に仕事の改善・改革に果敢に取り組む組織文化を形成します。

方針6、コンプライアンスの徹底と危機管理意識の醸成。法令や社会規範、ルール、マナーを遵守の上、説明責任を果たし、危機管理意識を高めることで市民の信頼に応える市政を進めます。

これ、皆さん、声を上げて読んでいるそうです。こういった形で、口だけで、もっと皆さん頑張ってくださいよ、こんなことしたらいけませんよと言うだけでなく、自分から、そういう思いになるような方法を、やっぱり私、考えてほしいなと思いますね。

こんなちょっと事例がありましたので、ちょっとご紹介させていただきます。済みません。今の与謝野町の役場ですね、倫理規定というのはどういうものなのか、ちょっと教えていただけますか。公務員の倫理規定ですか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） お答えをいたします。職員の倫理規定ということですが、規定としては、町のものは無いというふうに思っておりますけども、あくまでやっぱり地方公務員法に準じて、倫理規定は、職員は認識しているということでございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） ぜひともですね、与謝野町独自のものをつくっていただきたいと、そういう形にしたものをしていただきたいということをお願いしまして終わります。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） 済みません。補足をさせていただきます。倫理規定というのはないんですけども、条例で、職員、コンプライアンスに関する遵守の条例というのは明記をしておりますので、それちょっとつけ加えさせていただきます。

9 番（宮崎有平） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

家城議員。

1 3 番（家城 功） 今の宮崎議員の質疑を聞いておまして、非常に納得がいきません。この懲戒処分につきましては、懲戒免職につきましては3人目かなという記憶でございますが、町が合併して以来。なぜ名前が出せないのか、先ほど副町長のほうからいろいろと説明がありましたが、こ

れは大きな犯罪です。犯罪を犯した方がお金を払った、反省をしているというだけで、かばう必要があるのかなと、非常に厳しい言い方にはなりますが、やはり悪いことをした方は、きちっとした処分の中で、公に名前を出すべきではないかなという点が一つございしますが、再度お考えを。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えいたします。先ほども申し上げましたが、最大の、我々の判断をしたポイントというのは、やはり弁護士との相談をさせていただいて、その弁護士の回答が、氏名の公表はしないほうがいいという部分がありました。うちの指針の中には、一応、氏名、懲戒処分になったときには氏名を公表するというのがあるんですけども、例外規定で先ほど申し上げましたように、全額を弁済した。そういう特別な判断によって、除外規定もございしますので、今回の判断はやっぱり弁護士との相談の結果の公表をしないという判断で我々は決めたというのが、本当のとこといいますか、いうところでございます。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 弁護士の方に相談されて決定したということでございますが、やはりそこまでして守る必要があるのか、やはり反省を促す意味でも、きちっとした裁きをするべきではないかなということが一つ、お願いしておきます。

それと、先ほどお金の話が出ておりました、その54万9,900円という金額が返済されたのかなという思いでございますが、この件につきましては、徹底した調査はされたのでしょうか。例えば、送り先のほうに確認をされて、幾らで販売したとか、何月何日にどんだけ入ったとか、きちっとした調査がなされた結果がこれなのか、はたまた通常での販売価格はこれだから、こうなっているのか、やはりこういった事件は、徹底した調査が必要ではないかなと、これは前回にも前々回にも私は発言させていただいております。そういった中で、この調査というものは、どこまでしていただいたのか、答弁をお願いします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 川崎市に送っておったという件につきましては、まず、送り先であります川崎市の福祉施設の代表の方に電話で、まずは聞き取りをさせていただきまして、複数回あったということから、できれば、わかるものについて、資料がいただけないかというふうに求めましたところ、先方の、いわゆる振り込みの口座の通帳の写しをファクスでいただきました。その際に回数が、まだ、もう少しあったのかなというような発言もありましたので、今度は発送を請け負った運送会社のほうに、何とか協力がほしいということで理解をいただきまして、発送の記録、これを運送会社のほうから入手をしたということでございます。

この被害額の算定については量と、こちらが販売する価格、これが被害額ということで、積算ということは、これも弁護士の指導でいただきました。先方が払っておる額につきましては、送料も、運送会社に払う送料も含めて、一定単価よりも低い額でありますけれども、その送料については本人が負担をしておるということなんですが、そこは、こちらが関与することではありませんので、正規の価格掛ける数量、これを被害額というふうに確定をいたしました。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 再度確認ですが、そしたら、この単価90円という金額より安くで売っておられたということでは理解はいいですかね。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 90円ぴったりのときでありますとか、送料を含めて、どういうんでしょうか、そのときの感覚で伝えられておるようですけども、90円を上回ることはないということでございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） 前回の事件のときも、私はこの場で、やはり起きてしまったことをどうのこうのということはという思いの中で、しかしながら、きちっとした調査をして、原因をきちっと分析をした中で、今後、起こらないようにしてくださいと、当時の太田町長、堀口副町長にはお願いをしました。しかしながら、また、今回こういうような事件が発覚いたした中で、やはり今回も同じことをお願いするしかできません。しっかりとした原因分析、きちっとしていただいて、やはり改善すべきところは早急にしていただく、その結果を、やはり町民の方に目に見えるように報告をしていただくことが大事ではないかなと。

議案資料のほうには、原因の中には製造、在庫管理の不徹底というて書いてあるのにもかわらず、対策の中には、先ほど副町長の答弁の中にはございましたが、対策の中には、その在庫管理をどういうふうに徹底していくのかということも明記してありません。やはり大ざっぱな処理ではなくて、きちっと今後、どういった体制で事務処理を行っていくのか、管理体制を行っていくのか、また、職員体制の強化を図るのであれば、どういった形でやるのか、そういったことを早急に示していただいて、今後、二度と、こういったことが発生しないことを、やっぱり前提に進めていただかないと、また、繰り返しが起こるのではないかなという気持ちでございますが、その辺いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） おっしゃることは、ごもっともだというふうに思っております。先ほども申し上げましたように、施設との在庫の管理の関係では、もう既に、農林課のほうから提案をいただいて、そういったシステムのことも歩み出しているというふうに思っています。まずは、やはり在庫管理と現場とのやりとりの徹底というのが、まず、第一だろうなというふうに思っていますので、そこから始めて、おっしゃるように、その起こった経過というのは我々もよく、現課もよく調べてくれたらと思っておりますので、それをもとに、今後、どうこれを生かして、対策に生かしていくかというのが問われるかというふうに思いますので、その辺は十分心得て対応をしていきたいというふうに思ってます。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 原因でございますけれども、農林課のほう把握しておる部分におきましては、在庫管理、このうち正規品については、毎月報告をいただき、それを現場で確認するという、これは月1でございます。いう確認をいたしておりました。でありますけれども、製造の過程の中で、いわゆる処理機の中に、こびりついておるものが、ある日突然、剥離をして出てくる。また、ふるいにかけて粉を落とすわけですけども、そのふるいに残る固まり状のもの、こういったものが不定期で発生してくるという事情がございます。これについては、一定、成分的には変わらないと、ただ、固まりですので、それを砕いたりいたしますと、手を加えると正規品に近いというものになっていくというものがございます。

今回、在庫管理の中で農林課のほうで、なかなか徹底できなかったという部分が、そのいわゆる正規品でない部分が、ちょっとおろそかになっておたというふうに反省しております、やはり、この部分を今後はしっかり見ていく必要があるというふうに思っております。

確かに、この部分については発生した段階で正規品にも加工できますので、報告を、これは定期のものとは別に報告を求めておりましたが、その報告がなかったということで、その部分については宮崎議員のご指摘のとりの資質面というところもあろうかというふうに思います。

そういった、いわゆる臨時職員さんだけで実質、動かしておる施設でありますので、これまで以上に頻りに町の正規の職員がかかわる体制というのを、まず、当面はとっていくということが必要であろうということで考えております。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 今回は、この供給施設の件でございます。ほかにもいろいろと町が責任を管理している分野で、こういったものもあるかとは思いますが、やはり私も以前、京菓子の原料の仕事を、いつかしておりました、製粉です。やはり製造過程で、かなりのロスが出たりとか、また、逆に思った以上に製粉ができたとかというようなこともございます。やはりその中で、管理体制というのはきちっと、業務日報をきちっと書いて、きょう原料に対して、こんだけの成果が上がったとか、そういうことは、一人ではなくて、二人で確認をして、それをきちっと報告して、上が、その在庫状況を管理するというような徹底もされております。

今回の案件につきましては、管理者としての責任をとられるという状況の提案でございます。管理者として、当事者が行ったことを一部始終、チェックをせよというのは、なかなか難しいかもわかりません。しかしながら、管理者としてすべき分野は、できる分野は、できる限りやっていただいて、こういう事件が起こらないように、ただ単に言及をしたから、原因を追及して結果を確認したからでは終わらずに、やはりやるべきことは常にやっていただいて、それを町民にきちっと明るく明確にさせていただいて、そういった中で行政運営を進めていっていただきたいことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、もう1、2点ですね、お聞きしたいと思っております。

私も今回のことが起きまして、いろいろですね、私は何ら関係ないんですけども、工場ができてからのことを思い返して見とったわけですけども、一つはですね、労務と、それから、事務の近代化ということが、全く、言うたら置き忘れられておたのではないかなと。

例えば、今、農家の方が実際に現場へ行きますと、現金を持ってお支払いをされると、そういうことをできるだけ一つやっぱり省いていくと、それから、発送体制についても間違いが起こらないようなシステムにする。

私はね、なぜ、この人が、ここに、ここと取引ができたかなと思ったんですよ。そうしてずっと考えてみるとですね、もともとここに書いてある、課長が書いていらっしゃるですね、加悦総合振興との関係でですね、このことが、私は生まれておたのではないかと、だから、一時ね、これが全国とは言いませんが、かなりの区域に発送されておたことが、私はあったような気がするんですわ。そういうことの中で、ここの取引が生まれたのではないかなと。

したがって、福祉の、何か福祉関係のことを思うと、そうではなしに旧加悦町がやられとった

ときにですね、このことは、ここのつながりがあったというふうに私は思いましてね、したがって、その辺が、それで、これが書いてあるのかなと思って、私は連絡調整ということが、実情はわかりませんが、そういったことから何かつながってるのではないかなという気がふっとしましたんで、これはよろしいんですが。

そういう、今の発送のシステム、それから、金を受け取るシステム、そういうものを、できるだけやっぱり間違いが起こらないようなシステムをつくっていかんあかんのではないかな、これは今、ほかにも町も現金を扱っておって、毎日、銀行へ入れているような職場もあるわけですから、そういうことをやっぱりできるだけなくしていってもらおうと、そういうことが非常に重要ではないかなというふうに思っております。

それともう一つは、あそこにせっかく倉庫が建ちましたね、そうしたことから、昔と違って在庫管理が、今やりやすくなったと思ってるんですわ。したがって、その辺もきっちりとお世話になりたいですし、もう一つは、これまでの説明を聞いておりますと、大体、1回に3トン処理ができると、こういう、3トン生産ができると、こういうふうに私はお聞きしとったと思うんですわ。そうでありますと、極端に言いますと、100日とは言いませんけども、150日あれば、どういいますか、300トンぐらいは生産できると思ってるんで、その生産計画が今、実際どういうふうに出てられて、そのチェックが実際、どういうふうに、一つなっているのかな、ここのところわかりませんが、そうした面をですね、全体にやっぱり見直していただくと、そして私は一部をですね、指定管理というのは難しいですから、業務委託をしてでもですね、このことを軌道に乗せないと、農家は、これから大変なものを使っていくことになりますから、ぜひそういう格好をお願いをしたいんですが、私は、その辺の、今のもっと近代化しなければならないところにですね、おくれがあるのではないかと、きょうの原因はと思っておりますが、そこはどうでしょう。

副町長、お願いします。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをします。議員がおっしゃるように、一番最初、旧加悦のときからやるとときは、まだ今のように、この豆っこ肥料が広く知られてなかったということで、一般の肥料屋さんといえますかね、のところにもPRといえますか、置いていたという経過があるようでございます。だから、そういうところでご存じになったというケースは、これはあるだろうというふうに思ってます。

今回の場合は、そうかどうかは別としまして、そういう全国的にPRをしていた時期がございましたので、そういったことは可能性としてはあるというふうに思ってます。

それと近代化の話につきましては、先ほど申し上げましたように、今の時代ですので場所は離れてましても、パソコン等でやりとりができるという時代ですので、その辺の立ちおくれというのは否めないというふうに思ってますので、まず、そこから考えていくべきだろうとは思ってますし、生産計画の関係、単純に3トン掛ける、今300トンでしたか。100日とか150日というふうな生産計画がということなんですけども、その辺はちょっと私も、わかりかねますので、いろんなそれに付随した作業もあるでしょうから、やはり1年を通した中での作業だろうなということですけども、やはりこの計画、年間の計画を立てるといのは、非常に重要なこ

とだろうなというふうに思います。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） やはり、私は、これを機会に、今、家城議員も言いましたように、しっかりとね、あとがやるような体制をつくっていただく、そのことでは、指定管理というのは、次の段階であるとしても、私は、この業務委託はですね、私は、これはしていかなしやうがないんと違うのかなという気がしております。なかなか難しいと思いますけれども、そうしたことでないと、農林課もなかなか大変なんでね、一つ、近代化できる分は近代化する、そして、人の手をかけなくてもええもんは人の手をかけないようなシステムを一つ考えていただきたいと、このこともお願いしておきます。終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第46号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第46号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

きょうの会議は、午後5時以降も続行します。

ここで5時まで休憩します。

（休憩 午後 4時49分）

（再開 午後 5時00分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第13 発委第2号 与謝野町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、事務局から議案の朗読をいたします。

発委第2号、平成27年3月27日、与謝野町議会議長 今田博文様

提出者、与謝野町議会運営委員会委員長 伊藤幸男

与謝野町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上でございます。

議 長（今田博文） 提案議員の提案説明を求めます。

伊藤委員長。

議会運営委員長（伊藤幸男） それでは、ただいまの議案について、提案説明を行います。

簡単に済ませたいと思います。この案については、本体といいますが、行政側が既に委員会の委員長ですね、教育委員会の委員長についての修正といいますが、条例が出てますので、これを受けた条例改正ということで考えていただいたらと思っています。

手元に、皆さんには、きょう配られた前に配られていると思いますが、その比較表も現行と改正案が比較も出てたと思いますので、それは参考に見ていただいたら結構かと思います。

今、冒頭に言いましたように、「委員長」を「教育長」ということで改めるということですので、ご理解をいただけていると思います。簡単ですけども、以上で提案説明とします。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、発委第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、発委第2号 与謝野町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14（平成26年）請願第3号 手話言語条例制定を求める請願書を議題とします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） それでは、総務文教厚生常任委員会のほうに付託を受けておりました、請願審査につきましての報告をさせていただきます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第92条第1項の規定により、報告をさせていただきます。

受理番号は3番でございます。

付託年月日は、平成26年6月2日、件名につきましては、手話言語条例制定を求める請願書審査の結果でございますが、趣旨採択とすべきもの。

委員会の意見につきましては、めくっていただきまして、後ほど審査状況の中で報告をさせていただきます。

別添の資料をごらんください。

審査状況につきまして、報告をさせていただきます。

付託案件につきましては、平成26年請願第3号 手話言語条例制定を求める請願書

審査の経過につきましては、平成26年6月2日、6月定例会において、上記案件が総務文教厚生常任委員会に付託をされました。

同年6月6日に委員会を開催し、付託された案件について請願者である一般社団法人京都府聴覚障害者協会与謝町支部長 前田弘美氏と一般社団法人京都府聴覚障害者協会副会長 松本正志氏、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会与謝郡聴覚言語障害センター職員 中川啓芳氏に参考人として出席を求めました。

請願者本人が請願を提出するに至った思いや考え、また、意見陳述を行いました。この中で、条例ができることによって、聾者だけでなく、難聴者を含めた聴覚障害者や障害者全般のコミュニケーション、情報収集のバリアフリー化を進める取り組みとなればとの願い、手話を言語として認めてほしいと請願の趣旨が述べられた。その後、請願事項について、質疑応答を行いました。

同年9月22日、手話言語条例制定に向けた課題、問題点や意見聴取などを委員会として取り組み、さらに条例案について意見交換を行いました。その結果、結論に至らず、引き続き委員会で審査を継続することとなりました。

12月4日、手話言語条例制定について審査を行う中で、まず、手話を言語として普及・研究できる環境整備に向けた国の法制定を実現するために手話言語法、仮称ではございますが、の制定を求める意見書の提出が重要であるとの結論に至り、平成26年12月定例会に提出することを全会一致で決定をいたしました。

年が明けまして、平成27年1月29日、付託された案件について請願の慎重な審査を行い、採決を行いました。裏面でございますが、委員会での主な意見をつづらせていただいております。国が手話言語法を制定すれば、国全体の実効性が確保され、先行して条例の制定は慎重にすべきというような意見や、国の動向が変化しており、いましばらく様子を見ることが重要である。また、障害のある方の現状を思うと、早急に町独自の条例制定に向けた協議を進めるべきであり、採択すべきである。また、手話言語条例の趣旨を包括した情報コミュニケーション法の協議機関を立ち上げた自治体もある。また、平成28年からは差別解消法が施行される。こうした中、手話言語に限定しないアクセシビリティ法や情報コミュニケーション法を包括した条例制定は、行政から提案が効果的であり、趣旨採択すべきである。

請願者の話を聞く中で、全ての町民が、手話が言語であると深く認識する地域社会を築くことは必要である。それゆえ、財政や法制面で条例化に向けて行政、関係機関団体等との協議、研究を十分に行い、国の動向も踏まえて進めるべきであり、趣旨採択すべきものである。今後も、委員会として調査を行う。行政に対し、議会と協働して請願事項にある聴覚障害者をめぐるコミュニケーション施策協議会の設置に向けた取り組みの検討を要望する。請願者の願意に沿うべく手話言語法の早期制定を求める意見書を国に対して提出すべきといったような意見が出ました。

結果といたしまして、先ほども申しましたが、賛成多数で趣旨採択すべきものということで決定をさせていただきました。

補足ではございますが、今後、国の動向も加味した中で、町独自の条例制定も視野に入れた研究と協議を行政と協働になって進めていくことが重要であるという意見が非常に多く、行政にお

かれましては取り組みに係る調査研究を望むところでございます。もちろん委員会としても同じ考えの中で、引き続き調査研究を進めていく考えでございます。

以上で報告を終わります。

議長（今田博文） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

宮崎議員

9 番（宮崎有平） それでは、質問をさせていただきます。

趣旨採択ということに結果がなったようでありますが、この6月から請願が出されまして、この3月まで、かなり長い期間がありましたけれども、委員会としては、どのような研究をされたのかお聞きします。

議長（今田博文） 家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） まず、報告にもありましたが、今、手話というものが言語としてどこまで認識されているのかというような意見交換をさせていただきました。

それから、この条例制定に向けて、やはり先進的に取り組まれている自治体もでございます。そういった中で、この条例が町として、どういうふうに制定をしていくべきなのか、また、その制定をするに当たって、こういった障害、障害という言い方はおかしいですが、例えば財政面だとか、法的な部分だとかという部分に対してどうであるかというような議論をさせていただきました。

そういった中で、やはりこの手話が言語であるという認識を、やはり一人一人が持っていただくことが大事ではないかなという結果には至ったのですが、そういった中で条例制定までに、まだまだ勉強が必要ではないかなというところで、今回、この請願の結論を出させていただいたという次第でございます。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今、勉強が必要であるというふうにおっしゃいました。どのような勉強が必要なんでしょうか。

例えば、そういった経験の方を、請願者は一回呼ばれておりますけれども、そのほかにも委員会として今後、そういった視察に行ったりというふうなことは考えておられるのでしょうか。

議長（今田博文） 家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） 今後の勉強の中で必要であれば、そういったことも考えていきたいと思っております。また、委員会のほうで相談をさせていただきたいと思っております。

先進的に条例として立ち上げられておる都道府県なり、また、市町村なりも調べさせていただいております。そういった中で、勉強という部分につきましては、例えば、この先進的に取り組まれている中でも、手話自体に理念的な条例の分野もございまして、やはり細部にわたって、こういったところではきちっとした対応の中で手話を言葉として扱いなさいというような、例えば議会であっても、我々が発言している横では手話を使うようなところまでいくと、かなりの財政も響いてくる部分もあるかなと、そういった分野の勉強を今後も進めていきたいなと。必要であれば、そういった市町村に出向いて、勉強もさせていただくことも大事なかなというふうには考えております。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今の委員長のお話を聞いておりますと、弱者に対しての調査ではないように聞こえるんですが、財政面だけをおっしゃっておられるように聞こえるんですが、その点はどのようにか。

議長（今田博文） 家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） 弱者という表現が、私にはちょっと、聴覚の障害がある方が弱者だという思いは、私は持ちたくはないですし、ただ、手話が言語として、きちっとした認知をされる、そういった中で、障害を持たれた方が、障害のない生活を送っていただけるということは大事なことだと思っております。

しかしながら、財政の面でも法的な面でも、やはりまだまだ勉強すべき条例を制定するには、分野があるのかなという結論の中での発言と理解をしていただければと思います。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 当然、財政がなかったら、なかなかそれは障害者の方も救えないということは私も理解しております。

ただ、まだまだ、その今、状況、そういった状況ではないということだろうと思うんですけども、これが条例を制定するには、どういったハードルを越えればいんでしょうか。

議長（今田博文） 家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） 先ほどから申してますように財政もしかり、また法的な分野、どこまでの範囲をしばりかけるのかというようなことも、条例といいますのは、町の一種の法律になりますので、そういった中で、やはり決めてしまえば全てを守っていくことが当たり前になってきます。やはりそういったことを慎重に審議しながら、制定を進めるべきではないかなというのが委員会の考えでございます。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 私はですね、この与謝野町は弱者に非常に手厚い町だというふうな認識を持っております。そういった意味で、議会としても、このことに関しては、進んだ町になってほしいなという思いで、私もこれにかかわったわけでありまして、そういった、まだまだ、これが国としても、まだ出しておられませんので、条例として、そういった意味で、今すぐはできないということなんでしょうか。財政は、当然、勉強せんなんのは当然ですけども、周りの状況を考えてということでしょうか、そうではないんですか。

議長（今田博文） 家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） この町ももちろんですし、国全体が、やはり手話言語法という制定をしていただく中で、手話が言語として正式にみなが共有できる分野であって、あるべきだという思いは、宮崎議員と同じだと思いますし、そういった中で、先日、国会議員の先生にもお出会いする機会があったときにも、手話言語法の制定も力を入れてほしいというお願いもしております。そういった中で、この町で、先に条例化をするのか、この国のほうが先に法案化されるのかは別としまして、やはり委員会としても町と一体となって、これを条例化すべきではないかなという前提の中で、今後も調査研究を進めさせていただきたいという思いであります。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） まだ、この町は、そういう状況になってないんだなという実感でありますけども、今後も引き続き、調査研究はしていただきたいなとお願いをしまして終わります。

議 長（今田博文） 家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） この後の最後の報告になりますが、閉会中の継続審議の中にも、それを入れさせていただいて、前向きに委員会としても取り組む所存でありますので、また、宮崎議員のお力もおかりした中で、そういったことが一刻も早く進めれるように頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

9 番（宮崎有平） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

家城委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、請願第3号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとされており、本請願を趣旨採択することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（今田博文） 起立多数であります。

よって、請願第3号 手話言語条例制定を求める請願書は、趣旨採択とすることに決定しました。

次に、日程第15 意見書案第1号 給付型奨学金制度を求める意見書（案）を議題とします。本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により、総務文教厚生常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、事務局から朗読をいたします。

意見書案第1号、平成27年3月27日、与謝野町議会議長 今田博文様

提出者、与謝野町議会総務文教厚生常任委員会委員長 家城功

給付型奨学金制度を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会議規則第13条第3項の規定により提出します。

以上です。

議 長（今田博文） 提出者より、提案説明を求めます。

家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） それでは、給付型奨学金制度の導入を求める意見書につきまして、委員会のほうで協議をした結果、意見書を提出しようという結論に至りました。

意見書（案）を朗読させていただきまして、説明とさせていただきます。

経済的に苦しむ子供への18歳の壁が問題になってきている。日本国憲法第26条は、全ての国民に能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を保障し、教育基本法第4条は教育の機会の均等を保障する責任が国及び地方公共団体であることを明記している。

しかし、我が国の教育支出に対する公費負担割合（対GDP比）は、OECDによれば全教育段階で5.0%、これはOECD平均は5.7%であります。と最低水準であり、大学で授業料を徴収し、給付型の奨学金がない国は日本だけとなっている。

一方、学生生活では長期の厳しい経済環境の中で、実家からの仕送りが減り、10年で生活費を3割切り詰めざるを得ないという厳しい状況の中で奨学金が命綱となっている。

日本は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条第2項で適当な奨学金の導入を批准していながら、公的奨学金は、高校も大学も貸与制のみであり、大学では大半が有利子である。今、学卒者の雇用機会が厳しい中、奨学金の利用は卒業と同時に数百万円の借金を背負うこととなり、将来の返済に対する不安が広がっており、改めて返済の必要のない給付型奨学金の導入が強く求められている。教育は人権であり、教育こそが日本再生の基盤である。誰もが安心して学べる社会を実現されることが求められている。よって、国におかれては高校・大学教育における給付型奨学金の導入を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては、ごらんのとおりでございます。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
委員長、自席へお帰りください。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
まず、本案に対する反対意見の発言を許可します。
次に、本案に対する賛成意見の発言を許可します。
和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、私は日本共産党与謝野町議員団を代表いたしまして、給付型奨学金制度の導入を求める意見書に賛成する立場から、以下、討論を行わせていただきます。

日本の子供の貧困率は16.3%であり、実に6人に1人の子供が貧困状態であり、深刻な社会問題となってきています。2013年には、ようやく子供の貧困対策の推進に関する法律が制定をされ、昨年、2014年8月には大綱が示されましたが、具体的な対策はとられているとは言いがたいと考えております。

昨今、高校や専門学校、大学に入学をしても高い学費が払えないために、途中で退学を余儀なくされる学生も増加をしてきています。その原因は、長引く不況により家計がますます厳しくなっていることとあわせ、日本の学費が世界の中でも非常に高い、このことが上げられます。

国立大学であっても、授業料及び入学料の標準額は高額であり、OECD加盟、先進30カ国中、半数の15カ国では大学の授業料が無料ですが、日本には授業料を徴収している国の中でも最も高く、多くの学生はアルバイトにかなりの時間を費やさないと学費が払えない。また、生活が成り立たない現状であります。

日本学生支援機構の奨学金制度では、無利息の第一種と、年3%を上限とする利息付きの第二種がありますが、2012年の貸付実績では、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人と、二種の利用が圧倒的に多くなっております。また、日本の奨学金制度のほとんどは貸与制であり、二人に一人は何らかの奨学金を利用しており、その多くは有利子という条件であるため、学生にとっては社会に出たときから返済をしなければならず、2012年末における延滞者は約33万人、そして、延滞期限が到来した未返還額は約925億円に上っています。これは就職難や低賃金など、厳しい環境のもと、その返済が卒業後の大きな負担となっているあらわれであります。

OECD加盟国34カ国のうち32カ国で給付型の奨学金制度が設けられています。まさに給付型奨学金制度導入は世界の流れになってきています。高校や専門学校、大学生活において意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を整備するため、国に対し給付型奨学金制度の早期創設を、我々もかねてから強く求めてまいりました。

よって、本意見書が議員各位のご賛同のもと採択されますよう、お願いをいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（今田博文） ほかに討論はありませんか。

次に、反対意見の発言を許可します。

反対ですか。安達議員。

- 5 番（安達種雄） 今、和田議員から、賛成者の一人として切実な思いを聞かせていただきました。ただ、今、私が直感的に感じましたことは、18歳といえば、もう感覚的には大人であり、今、日本の国会では18歳に選挙権を与えようかという議論まで進んでおります。そういった中で、いろんな国の貸付制度が、また、奨学金制度があります中で、18歳から、さらに大学・専門学校へ学ばれようとする学習意欲は、私は大いに評価するところであり、至れり尽くせりの環境づくりを行政や国がしてあげることが、いささか異論のないところではありますが、ただ、一つのもの考え方として、やはり奨学金制度を利用した中で、自分の責任のもとに奨学金を貸与され、そして、そういった環境の中で一生懸命学んで、そして、社会人になったら、一刻も早く、そういった奨学金の返済に頑張るんだという、一つの、私は励みになることも大切な、人生の中での経験でなかろうかというように思っております。

恥ずかしい話、自分の3人の子供も、全て奨学金をお世話になり、本人たちに返済させました。立派な社会人になったとは言えませんが、そういった中で、やはりそういったことの意味合いの重みをしっかりと胸に刻んで、そして、いろんなお金の苦勞を若い青年にかけることはいかなるもんかという気持ちもありますが、その中で、やはり真剣になって学んだと、そして、立派な社会人になるんだという思いの中でも、そういったようなことで100%給付金という形の制度が、本当に、これから若者が育っていく中でいいのかということにおいて、いささか疑問に感じる一人であります。

議論が賛成か、反対しかありませんので、今、一応、一旦、そのことにおいては、自分としてはとどまって考えてみたいという持ちから反対という立場で討論させていただきます。以上です。

議長（今田博文） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（今田博文） 起立多数であります。

よって、意見書案第1号 給付型奨学金制度を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16 意見書案第2号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書（案）を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により、総務文教厚生常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、事務局から朗読いたします。

意見書案第2号、平成27年3月27日、与謝野町議会議長 今田博文様
提出者、与謝野町議会総務文教厚生常任委員会委員長 家城 功
合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

以上でございます。

議長（今田博文） 提出者より、提案説明を求めます。

家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） それでは、意見書案第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

この意見書につきましては、南房総市議会議長から、各都道府県の町村議長宛てに依頼がありまして、各町村議会でも協議をしてほしいということで取り上げさせていただいた中、委員会で協議をいたしました結果、意見書を提出しようという結論に至りました。

理由といたしましては、後ほどまた述べさせていただきますが、まず最初に意見書（案）を読み上げさせていただきますと思います。

合併特例債は、合併市町村における地域の一体性の確立及び均衡ある発展のため、市町村建設計画に基づく建設事業への財源措置として、合併年度及びこれに継ぐ10カ年を限度として発行できることで創立をされております。その後、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村で各種建設事業計画の見直しが行われ、特例債発行期間内の事業完了が困難であることから、東日本大震災の被災地を省く合併市町村に対して、合併特例債発行期間の5年間の延長がなされておるところであります。

しかしながら、アベノミクス効果による建設需要の増大や東日本大震災の復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピック決定に伴う関連施設整備などにより、建設資材の高騰や技術者の不足が見られ、全国の自治体で入札不調が急増し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念されております。こうしたことから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、政府におかれましては、被災市町村以外の合併特例債の発行期限を東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間となるよう延長されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、以上でございます。

この意見書(案)にも書いてありますが、加悦中学校の請負工事も1回入札が流れるというような結果が生じております。

そうした中で、当町におきましては、平成18年度から平成27年度までの10年、さらに延長期間として5年間、本町では平成28年度からの5年間になりますが、東日本大震災の被災地の合併市町村におかれましては、さらに10年というような中で、合併特例債の延期をされておりますが、そういった中で、東日本大震災の復興もかなりおこなわれている中で、先ほど申しましたオリンピック・パラリンピックの決定も含め、建設資材の高騰、また、技術者の不足等々で非常に各市町村の入札も流れたり、工事がおくれたりというような現状が発生している実態があるということでございます。

与謝野町の今の合併特例債の発行状況におきましては、平成27年度末見込みではございますが、ハード事業起債額が60億7,650万円、また、ソフト事業起債額が16億7,100万円、合計が77億4,750万円という中で、発行割合といたしましては約60%の消化をしておりますが、今後、加悦中学校の整備や、また、認定こども園の建設、また、広域ごみ処分場の負担等々、およそ51億円の事業が、まだまだ見込まれております。

そういった中で、当町においても、この5年間で、なかなか全てを実施するのは難しい状況も考えられる中で、委員会といたしましては協議をいたしました結果、さらに5年の延長を求める意見書を国に提出しようということで、全員一致で決定をいたしております。

どうかご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長(今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

家城委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第2号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、意見書案第2号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17 閉会中の継続審査(調査)申出書を議題とします。

2 常任委員会から審査、調査中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査(調査)の申出書が、議長に提出されております。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(今田博文) ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他は全て議了しました。

山添町長より挨拶の申し出がありますので、受けたいと思います。

山添町長。

町長(山添藤真) 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例は2月27日の開会から、本日まで29日間にわたり、平成27年度一般会計当初予算をはじめ各会計当初予算11件、今年度の各会計補正予算7件、条例の制定議案9件、条例の一部改正議案12件のほか、規約の変更案件1件、工事請負契約の締結及び工事請負契約の変更案件を各1件、財産区管理委員の人事案件1件、自治功労者の表彰案件1件、専決処分の報告案件5件の、都合49件にも及びます重要事項のご審議をお願いしてまいりました。この間、今田議長はじめ議員の皆様方には本会議や常任委員会において、熱心にご議論をいただき、全議案を原案どおりご承認をいただきました。まことにありがとうございました。

中でも、お認めいただきました、平成26年度一般会計補正予算(第6号)におきましては、附帯決議が可決をされ、特に与謝野クラフトビール醸造事業について慎重に対応することを求められたところがございます。この附帯決議でご指摘をいただいた事項を真摯に受けとめますとともに、今後におきまして検討を進めてまいりたいと存じております。

また、平成27年度一般会計当初予算におきましては、一般職の給料を一律3%、特別職は5%削減することといたしております。このような中で各種団体等への補助金についても、一律5%カットをお願いするなど、住民の皆様にも大変ご無理を申し上げる予算案を提出させていただきましたが、私が町長に就任をして、初めての当初予算であり、最重点課題として捉えています二つの柱、すなわち攻める産業振興政策への転換、あるいは多様性を重視した教育政策の実現に向けた予算でございます。

与謝野ブランド戦略事業をはじめとする新しい視点での産業振興政策、保育料・幼稚園料の使用料の負担軽減対策をはじめとする新たな視点での子ども・子育て支援策、認定こども園施設整備の事業や、リベラルアーツ推進事業をはじめ、未来を見据えた教育施策などを盛り込んでまいりました。この他の事業もあわせましてお認めいただきました予算を適切かつ確実に執行しますとともに、町民の皆様方の負託に応える施策を積極果敢に、年次を通し展開をしてまいりたいと

存じております。

さて、去る3月11日には、東日本大震災の発生から4年を迎え、地震発生時刻の午後2時46分に、町内全域でサイレンを鳴らし、町民の皆様方とともに震災で犠牲となられたみたまに黙禱をささげました。深甚なる哀悼の意を表し、今もなお復興の途上にある被災地の皆様方に心を寄せて、一日も早い復興を願ってやまないところでございます。

結びに当たりまして、今後におきまして、町を取り巻くさまざまな課題の克服に向けて、全力で取り組む所存でございます。開会の施政方針演説でも申し上げましたように、私は未来を予測する最善の方法は、みずからそれをつくり出すことであるという言葉を引きながら、今年度を、住民の皆様方とともに、うねりを目指す年、躍動する年を実現してまいりたいと考えております。それには、今田議長をはじめとします議員の皆様方の、これまで以上のご協力とご理解をお願いしてまいらなければなりません。

来年度1年間を通しましても、私どもの行政運営、そして、町民の動向につきまして、皆様方の視点の中で把握をされ、そして改善、そして、新規に事業などの提案をいただきたいというふうに思います。

甚だ簡単ではございますけれども、本定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議 長（今田博文） それでは、閉会に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

今、山添町長からありましたように、2月27日に開会をいたしました3月定例会でございますが、本日、3月27日になりました。丸1カ月間、議会開催をいたしましたわけでございますけれども、今議会に提出されました議案は多岐にわたっております。そして、新年度予算一般会計につきましては、過去最高の123億円という大きな規模となりました。これまで温めてこられました新しい施策の推進は、思いだけでは実現はいたしません。予算という裏づけが必要になってまいります。

今回、国の地方創生と相まって、うまく事業推進ができる環境が整ってまいりました。これも時のめぐり合わせでございます。タイミングのよさ、これも町長に味方をしておりまして、うまく回転をしております。どうか、この多くの新規事業を軌道に乗せるべく行政一丸となって取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そういった中におきまして、一般会計補正予算におきまして附帯決議が可決をいたしました。住民の立場に立った慎重な執行をお願いしたい、実りある事業にしていきたいという思いも込められております。どうか真摯に受けとめをいただきまして、事業推進をしていただきたいというふうに思っております。

地方自治法第2条第14項には、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定められております。より効率的、効果的な予算執行をお願いしたいというふうに思います。

3月議会もきょうで終わりでございます。3月も、もう残すところ、あとわずかになりました。幸いにもあす、あさっては土日でお休みでございます。どうかゆっくりお休みをいただきまして、4月からまた新しい新年度が始まるわけでございます。心機一転、気持ちも新たに、また頑張っ

ていこうではありませんか。

皆さんの、これからのますますのご活躍をご祈念申し上げまして、一言でございますけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

会期を3日残しておりますが、これをもちまして第63回平成27年3月定例会を閉会します。長期間、大変ご苦労さんでした。

(閉会 午後 5時55分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員